

平成 2 6 年

第 4 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 6 年 9 月 4 日 開 会

平成 2 6 年 9 月 1 0 日 閉 会

三川町議会事務局

# 目 次

第 1 日                      9 月 4 日 (木)                      会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・ 荘内地方町村議会議長会議員前期研修会について	4
・ 庄内市町村議会議長会議員全員研修会について	5
・ 三川町行政評価に関する報告書について	6
議第 3 1 号    三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について	6
議第 3 2 号    平成 2 6 年度三川町一般会計補正予算 (第 3 号)	9
議第 3 3 号    平成 2 6 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	9
議第 3 4 号    平成 2 6 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	9
議第 3 5 号    平成 2 6 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	9
付託事件の委員会審査期限延期要求 (総務文教常任委員会)	
請願第 3 号    「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願	2 8
請願第 4 号    手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願書	2 9
一般質問    5 名	3 0

第 2 日                      9 月 5 日 (金)                      休                      会

< 請願審査委員会 開催 >

第 3 日                      9 月 6 日 (土)                      休                      会

第 4 日                      9 月 7 日 (日)                      休                      会

第 5 日 9 月 8 日 (月) 会議録第 2 号

議第 3 6 号	平成 2 5 年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について ……………	6 5
議第 3 7 号	平成 2 5 年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について ……………	6 5
議第 3 8 号	平成 2 5 年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ……………	6 5
議第 3 9 号	平成 2 5 年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について ……………	6 5
議第 4 0 号	平成 2 5 年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………	6 5
議第 4 1 号	平成 2 5 年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………	6 5
請願審査委員会報告 (産業建設厚生常任委員会)		
請願第 4 号	手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願書 ……………	7 1

【決算審査特別委員会 開催】

第 6 日 9 月 9 日 (火) 休 会

【決算審査特別委員会 開催】

第 7 日 9 月 1 0 日 (水) 会議録第 3 号

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告

(決算審査特別委員会委員長報告) ……………	7 6
議第 4 2 号 三川町税条例の一部を改正する条例の制定について ……………	7 8
議第 4 3 号 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ……………	8 2
議第 4 4 号 三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について ……………	8 3
議第 4 5 号 三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について ……………	8 4
議第 4 6 号 三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について ……………	8 7
議第 4 7 号 三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について ……………	9 0
議第 4 8 号 三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定について ……………	9 1

議第 4 9 号	土地の譲与契約の締結について	9 3
議第 5 0 号	酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の締結について	9 4
議第 5 1 号	三川町教育委員会委員の任命について	9 5
三川町議会議員の派遣について		9 7
意見書第 1 号	「手話言語法」制定を求める意見書の提出について	9 7

## 平成26年第4回三川町議会定例会会議録

1. 平成26年9月4日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 成 田 元 一 議 員	2 番 志 田 徳 久 議 員	3 番 佐 藤 正 治 議 員
4 番 阿 部 善 矢 議 員	5 番 田 中 晃 議 員	6 番 町 野 昌 弘 議 員
7 番 小 林 茂 吉 議 員	8 番 梅 津 博 議 員	9 番 佐 藤 栄 市 議 員
10 番 成 田 光 雄 議 員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	工 藤 秀 敏 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	山 科 亮 哉 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
石 川 稔 総 務 課 長	梅 津 直 人 企 画 調 整 課 長
遠 藤 淳 士 町 民 課 長	五 十 嵐 泉 健 康 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長
大 川 栄 一 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 野 淳 一 建 設 環 境 課 長
本 間 明 教 育 次 長 兼 公 民 館 長 併 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 所 長 併 健 康 福 祉 課 保 育 園 主 幹	
和 田 勉 監 査 委 員	青 木 桂 教 育 委 員 会 委 員 長
庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成 田 弘 議 会 事 務 局 長	五 十 嵐 章 浩 書 記	齋 藤 哲 書 記
-------------------	---------------	-----------

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 1 日            9月4日(木)            午前9時30分開会

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 庄内地方町村議会議長会議員前期研修会について</li><li>・ 庄内市町村議会議長会議員全員研修会について</li><li>・ 三川町行政評価に関する報告書について</li></ul> |
| 日程第 4 | 議第31号 三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について   |
| 日程第 5 | 議第32号 平成26年度三川町一般会計補正予算(第3号)   |
| 日程第 6 | 議第33号 平成26年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)   |
| 日程第 7 | 議第34号 平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)   |
| 日程第 8 | 議第35号 平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)  |
| 日程第 9 | 付託事件の委員会審査期限延期要求(総務文教常任委員会)<br>請願第3号 「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願  |
| 日程第10 | 請願第4号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願書   |
| 日程第11 | 一般質問        5名   |

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） ただいまから平成26年第4回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（成田光雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 小林茂吉議員、8番 梅津 博議員、以上2名を指名します。

○議長（成田光雄議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 過般、議長の要請により、去る8月29日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、条例改正の専決処分1件、平成26年度各会計補正予算4件、平成25年度各会計決算認定6件、条例改正及び条例設定7件、事件案件2件、人事案件1件、以上21件があり、このほかに諸般報告3件、付託事件の委員会審査期限延期要求1件、請願1件、一般質問5名、議長発議1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日4日から10日までの7日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告3件を行った後、条例改正の専決処分1件が上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、平成26年度の各会計補正予算4件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、付託事件の委員会審査期限延期要求1件が上程され、採決を行います。その後、請願1件が上程され、紹介議員からの請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となります。

今定例会では、夜間議会を開催することとしておりますので、本日午後6時以降をそれにあて、一般質問を行います。一般質問は、5名の議員から通告があり、1人30分を持ち時間として通告順に行い、本会議はこれで散会となります。

第2日目の5日は、本会議は休会となり請願審査委員会が開催されます。

第3日目の6日、第4日目の7日は、本会議は休会であります。

第5日目の8日は、午前9時30分から本会議を開き、平成25年度の各会計決算認定6件が一括上程され、決算の概要説明及び決算審査結果の報告を行い、直ちに議長発議により「決算審査特別委員会」を設置し、各会計決算6件を審査付託します。

次に、追加議事日程として、請願審査委員会報告が予定されており、これで本会議は散会となります。

その後に、「決算審査特別委員会」を開き、委員会構成を行います。審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配付いたします。

なお、決算審査においては、係長以上の出席を求めることとしておりますが、所管以外の

審査では拘束しないこととします。

第6日目の9日は、午前9時30分から引き続き「決算審査特別委員会」が本議場で再開されます。

第7日目の最終日10日は、午前9時30分に本会議を開き、決算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決を行います。その後、条例改正及び条例設定7件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。その後、事件案件2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となり、次に、人事案件1件が上程され、採決となります。次に、議長発議1件が上程され、採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月10日までの7日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月10日までの7日間に決定しました。

- 議長（成田光雄議員） 日程第3「諸般報告」を行います。

はじめに、議員派遣の報告であります。これは3月議会定例会においてそれぞれ議員派遣を決定したものであり、「荘内地方町村議会議長会議員前期研修会」及び「庄内市町村議会議長会議員全員研修会」について、議員からその報告を求めます。9番 佐藤栄市議員。

- 9番（佐藤栄市議員） 荘内地方町村議会議長会議員前期研修会の報告をいたします。

#### 荘内地方町村議会議長会議員前期研修会の報告

##### 1. 目的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

##### 2. 研修日程 平成26年7月24日（木）

##### 3. 参加者 三川町議会議員全員



4. 研修地 三川町 いろり火の里「なの花ホール」

5. 研修内容 講演 大学を「核」とした  
人づくり・モノづくり・地域づくり

講師 東北公益文科大学 学長 吉村 昇 氏

以上のおり研修したので報告いたします。

平成26年9月4日

三川町議会

副議長 佐藤 栄 市 ㊟

続きまして、庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告をいたします。

#### 庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告

##### 1. 目 的

地方自治の振興発展並びに地域開発の推進に寄与するため、庄内地方の市町議員の識見と資質の向上を図るとともに、庄内広域にわたる議会活動の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 平成26年8月19日（火）

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 三川町 いろり火の里「なの花ホール」

5. 研修内容 講演 庄内地域の課題への対応  
「若者の定着促進に向けて」

講師 山形県庄内総合支庁長 佐藤 嘉高 氏

以上のおり研修したので報告いたします。

平成26年9月4日

三川町議会

副議長 佐藤栄市 ㊟

○議長（成田光雄議員） 次に、三川町行政評価に関する報告書について、町長より報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 第5次行財政改革大綱及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条第1項の規定により、平成25年度事業の行政評価を行いましたので報告いたします。

評価の方法につきましては、三川町総合計画の実施計画に掲げております事務事業について所管課等による第1次評価を行い、その後、第1次評価の検証と課題及び今後の対応策につきまして、管理職で構成する行財政改革推進本部会議において第2次評価を実施しております。これら2回の評価を踏まえ、先月の8月20日、町内各組織・各種団体代表者及び識見者により構成する三川町行財政改革推進懇談会から、全施策の実施結果の検証と今後の方向性について、第3次評価としてご意見ご提言をいただいたところであります。その結果等につきまして、三川町行政評価に関する報告書として本日配付させていただいておりますのでご参照いただきたいと思いますし、報告書の朗読につきましては省略させていただきます。

なお、三川町行政評価調書につきましては、町のホームページ等でも公表していくことを申し添えまして報告いたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第31号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第31号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程が、平成26年7月1日から施行されたことに伴い、本町の医療給付条例の改正が必要となつたところではありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、6月30日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

その改正内容につきましては、配偶者からの暴力を受けている方が保護を必要とする場合、並びにその方から扶養されている18歳以下の子どもについて、本年7月1日から医療給付事業の補助対象に加えるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8 番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） ただいまの説明の中で配偶者からの暴力を受けた方の保護ということがありました。いわゆるドメスティック・バイオレンス、DVなどというふうな表現をされていますが、確認したいのは、暴力を受けているという者の認定といいますか、判定、これをどのような形で行うのか、誰が行うのかということなのです。その辺、説明を詳しくお願いしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） ただいまのご質問についてでございますが、いわゆる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護法に関する法律、この第10条に保護命令という規定がございます。この法律の第1条に係る対象者の方々は、直接裁判所に自分の置かれている立場を申し立てすることによりまして、裁判所からの認定が下りるといった形になっております。その認定書に基づきまして各市町村に届け出ることによって、今回の条例改正の適用を受けることができるという仕組みになっております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 1 番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） これは医療給付ということでございますが、今、裁判所の話が出ましたが、18歳以下の児童でありますので、どこに保護を求めるか、こういう事件というのは学校なのか、相談するところ、それからこのような似たようなこと、今まで三川町ではあったか、2点、聞きたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 前段のご質問の学校の中におきます事件の発生等につきましては、教育委員会の所管でございますので、そちらから状況報告等を行うことといたしまして、後段の手続き、それから対応というような部分についてでございますが、まずは被害届という部分におきましては、被害者たる方が、通常ですと警察等に届け出るといったことが一般的なことというふうに認識しております。その上で、先程申しました裁判所からの認定の申請を行うという形になるものでございます。

この認定を受けることによりまして、警察当局からの保護はもちろんでございますが、併せまして住民登録関係につきまして、関係市町村に住民情報の開示につきましても規制をする旨の通知がなされてくるというような状況でございます。

このたびの医療給付を受ける手続きといたしましては、これもあくまでも本人からの申し出がない限りは、私どもといたしましては捕捉の術がございませんので、あくまでも裁判所からの認定書を持参していただきながら、医療給付につきましても、いわゆる一人親家庭であるという旨の手続きを行っていただいて、医療給付条例の適用を受けるという形になるものでございます。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） ご質問の児童の絡むDVに関してでございますが、案件といたしましては、学校を通しましてそれぞれの家庭の状況を把握して、そういった事案がないわ

けではございません。

ただ、あった場合については、児童相談所を中心にしまして、対応にあたっているところでございます。個別の案件については、差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 先程の続きも含めまして、被害届というものが一番最初にあるという話でございました。あるいは医療費の関係も本人からの申し出ということがありますが、暴力というものの性格、いろいろあるかと思えます。被害を受けている方々が表に出たくないという場合も当然あると思えます。

そういった場合に本人をサポートするような体制、今の制度で言えば民生委員とかいろいろな立場の方がいますが、被害を受けている方々をサポートする体制もあって、初めてこの制度が活用できるのではないかと思います。その辺の考え方、伺いたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 今のDV被害者の保護、また支援というような部分については、直接は町民課の所管する職務ではないというものの、私どもの立場では、先程お話ししましたように、関係機関から住民情報の開示についての制約等がございます。これにつきましては、むしろ軽々に、いくら庁舎内部の同じ町長部局の機関といえども、開示するというようなことは認められておられない状況でございまして、その取り扱いについては常に慎重な対応を行っているというところでございます。

先程、教育委員会の方からも報告、説明がありましたように、極めてデリケートな慎重を要する情報というようなこととございまして、然るべき対応をしているということをご理解いただければと思います。以上です。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから、議第31号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第31号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第5、日程第6、日程第7及び日程第8の以上4件を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第5、日程第6、日程第7及び日程第8の以上4件を一括議題とすることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 日程第5、議第32号「平成26年度三川町一般会計補正予算(第3号)」、日程第6、議第33号「平成26年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、日程第7、議第34号「三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」及び日程第8、議第35号「三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」、以上4件を一括議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第32号「平成26年度三川町一般会計補正予算(第3号)」、議第33号「平成26年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、議第34号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」、及び議第35号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」、以上4件について、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

はじめに、議第32号「平成26年度三川町一般会計補正予算(第3号)」であります。既定の歳入歳出の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億5,348万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を38億2,683万4,000円とするものであります。

まず、歳出の主なものについて申し上げますと、2款総務費につきましては、臨時職員の雇上げに係る賃金及び社会保険料、行政手続整備業務委託料、ふるさと応援寄附金に係る寄附者謝礼及び作業手数料、行政事務システム化に係る利用負担金、家屋評価システムの導入に係る税務総務費使用料・賃借料の追加補正であります。

3款民生費については、介護保険特別会計繰出金、ふれあい館の屋根塗装に係る工事請負費、障害者自立支援等事業に係る平成25年度実績に伴う国庫支出金等返還金を追加補正するとともに、保育対策等促進事業費補助金、及び保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金を追加補正するものであります。

4款衛生費については、高齢者肺炎球菌予防接種事業が、新たに成人肺炎球菌予防接種事業として対象年齢を拡大し、国の定期予防接種として実施することとなったことから予防接種委託料を精査し、組替えを行ったものであり、さらに、廃棄物処理事業については、ごみ運搬処理業務委託料を追加補正するものであります。

6款農林水産業費については、農家台帳システム整備事業における農地台帳、地図システムに係る委託料及び借上料、学校給食における山形牛利用促進対策事業費補助金、多面的機能支払交付金事業に係る委託料及び負担金、環境保全型農業直接支払交付金、農業集落排水事業特別会計繰出金、農村環境改善センター冷暖房設備に係る修繕料の追加補正、さらに、7款商工費については、いろり火の里施設における修繕料及び工事請負費について、追加補正するものであります。

8款土木費については、境界立会業務に係る施設等管理業務委託料、法定外公共物整備事

業費補助金、道路維持費における町道舗装及び道路施設の補修工事に係る工事請負費、除雪対策費における除雪作業員の増加及び道路凍結防止剤散布車購入に係る各種費用を追加補正するとともに、公園費における高木伐採作業に係る作業手数料、遊歩道改修等に係る工事請負費、下水道事業における特別会計繰出金を追加補正するものであります。

10款教育費については、地方教育行政に係る関連法令等の改正に伴う例規整備支援業務委託料、小学校管理費における除雪機購入費、県大会以上出場選手派遣費助成金、社会教育施設整備に係る調査設計業務委託料、文化財標柱等修繕料、三川中学校の給食台購入費の追加補正であります。

次に、歳入であります。歳出の追加補正費目に伴い13款国庫支出金、14款県支出金、16款寄附金、18款繰越金、及び19款諸収入について、所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第33号「平成26年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費につきましては、介護認定審査会委託料の追加補正であり、5款基金積立金については、平成25年度における基金利子及び保険料収入の精査に伴う介護給付費準備基金積立金の追加補正、7款諸支出金については、平成25年度介護給付費及び地域支援事業費の精算に伴う過年度分返還金の追加補正であります。

次に、歳入であります。歳出の追加補正費目に伴い7款繰入金及び8款繰越金について、所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ715万7,000円を追加し、補正後の予算総額を7億9,155万7,000円といたすものであります。

続きまして、議第34号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、長期的に安定した農業集落排水事業を維持していくため、本定例会に提案しております「下水道条例等の一部を改正する条例の設定」に併せ、本特別会計予算について補正いたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費につきましては、農業集落排水事業に係る使用料の改定に伴う料金徴収システム改修費用を追加補正するものであり、歳入におきまして、その費用について3款繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ29万2,000円を追加し、補正後の予算総額を1億4,749万2,000円といたすものであります。

続きまして、議第35号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。本案につきましても、先程ご説明申し上げました農業集落排水事業特別会計補正予算と同様、条例改正に併せ、本特別会計予算について補正いたすものであります。

まず、歳出の1款総務費について、下水道事業に係る使用料の改定に伴う料金徴収システム改修費用を追加補正するものであり、歳入におきまして、その費用について3款繰入金に

所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ 49 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 4 億 199 万 6,000 円といたすものであります。

以上、議第 3 2 号から議第 3 5 号まで、一括にご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8 番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） それでは、一般会計の関係で 3 点ほどお願いします。

最初に、歳入の 4 ページ、1 6 款寄附金、それからそれに関連して歳出の方の総務費、企画費の関係になります、ふるさと応援寄附金の関係です。

今年から、2 6 年度から新たな取り組みの中で、非常に大きな成果を出しているというふうに評価したいと思います。2 5 年度の実績が 77 万 5,000 円ということでしたので、それから比べれば 200 倍近い、非常に大きな金額を計上しているということだと思います。

そこで、まず 1 億 4,500 万円という今年の今回の補正を含めた歳入の補正の額ですが、今現在と申しますか、9 月 3 日現在の寄附金の申し込み状況を確認しましたところ、申込件数で 5,508 件、金額で 6,150 万円、実際、申し込みがありながらまだ入金されていない方もあるということで、8 5 % ぐらいの方が入金しているというふうなことです、今現在で 6,150 万円ということですが、3 月末までの段階で 1 億 4,500 万円という数字をみたわけですが、算出について、根拠と申しますか、算出した経緯をお聞かせ願いたいと思います。

また、歳出の方で、寄附金をいただいた方に対する謝礼、これも 8,700 万円ほど計上になっておりますが、6 5 % ほどの返礼率というふうなことで、割と高めのお返しになっているのかなと。先日、総務省の方から、返礼品の豪華さについて、各自治体の競争になっているというふうなことで、若干、大臣の方から苦言が出たという経過もあるようでございますが、6 5 % という高い返礼率の設定に関して、今現在でどのように考えているのか、余り過剰な返礼というものを見直すべきかなというふうな考えがありますので、その点、伺いたいと思います。

それから次に 7 ページ、4 款の衛生費の関係で予防費です。高齢者肺炎球菌予防接種事業、これが組み替えになって、成人全般に対しての接種ということになったようでございますが、実際、接種率をみますとなかなか低い、高齢者の場合ですが、接種率が低い、あるいは予算の執行率も 6 割を切るぐらいの数字でございます。今回、150 万円という全体での予算計上ですが、この数字に関して、どれぐらいの接種率、あるいは目標というものを設けているのか、その辺を伺いたいと思います。

それから最後ですが、8 ページ、6 款農林水産業費、農政対策費の中で多面的機能支払交付金事業 1,600 万円ほど計上になりました。6 月議会の中でも質問、あるいは答弁があったわけですが、新たな経営所得安定対策という事業の中での取り組みになりますし、新しい制度でございますので、すべての町内会での取り組みを目指すというふうなことで、

6月議会の中でも取り組みになりそうだという話がありました。現状でどのような状態になっているのか、あるいは交付金事業の中に3つほどのメニューがあるわけでございます。各メニューに対する取り組みの状況、どのようになっているのか、説明願いたいと思います。以上です。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。

まず最初に、ふるさと応援寄附金に係ります歳入の算出根拠という部分でございます。ふるさと応援寄附金、名前のおり寄附金でございますので、算出については非常に計りにくい部分がございます。しかしながら、今までの経過の中では、6月の補正でもお願いしておりましたが、ふるさと応援寄附金のホームページを立ち上げている会社との契約もございまして、それまでの申し込み、約1,000万円でございますが、それ以降、8月10日までにつきまして約3,800万円と、非常に大きな伸びを示したところでございます。

1日あたり約82万円ほどの申し込みをいただいております。これらの状況、また今後の返礼の品物として、現在、本町の、当然、特産といえますお米の返礼等しかございませんので、また、こういったふるさと寄附金につきましては、東日本大震災でもそうだったところではありますが、被災地の応援という部分で、かなりそちらの方に寄附金が流れるという部分もございます。

今回、このたび、広島の方で災害もございまして、そういった部分の減少も考え合わせながら、今後の見込みを立てたところでございます。それによりまして、今後の日数等を勘案し、これから入ってきます内容について、約9,000万円強の寄附金が入るのではないかとというような推測をしたところでございます。

したがって、6月補正時の1,070万円、これに対します今回の補正として1億3,500万円を補正計上をさせていただいたということでございます。

また、第2点目の6ページ、歳出、企画費の返礼の内容でございました。当然、歳入に対する歳出でありますのでイコールであります。なかなか歳入、寄附をしてもらった場合に、すぐ返礼するという部分が当然出てくるわけでございます。したがって、形としては、今回の補正でも歳入補正に係ります内容の約6割程度をみてございます。

しかしながら、実際の返礼につきましては最大6割という表示をしております。当然、市場の価格等の内容からみましても6割程度になっているところではありますが、その内容には郵送料等も当然含んでまいります。そうした部分を見越しまして、6割は計上してございますが、実質的な返礼の本町でお返しとして謝礼として品物を揃える部分としましては、約半分の金額を目安に返礼をさせていただいていると、それに郵送料等が入りますので、若干割合としては嵩むというような内容になってございます。

約半分を謝礼としてお返しをするという部分につきましては、先程、梅津議員の方から紹介がありましたとおり、いろいろな議論が出てございます。過剰な部分でのお返しでの競争になるのではないかとというような部分だったり、また、ふるさと応援寄附金の趣旨としての内容にそぐわないというような部分もございまして、まず本町としては三川町をいかに全国



にPRできるか、また、町の特産物としていかに販売できるかという部分等を勘案しながら、全国的な部分ではかなりの量、8割程度までの返礼という部分もございますが、その分等も考慮しながら、約半分の返礼で考えたところでございますが、今現在、こういった状況で進んでおりますし、謝礼の部分につきましては、まず、今年1年間についてはこのような形で進んでまいりたいと。

ただ、来年度以降、謝礼の内容、さらには方法についても十分協議しながら進めていかなければならないのではないかと考えてございます。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 7ページの予防費の関係でございますが、今回追加させていただいております予防費につきましては、高齢者肺炎球菌が成人用肺炎球菌に変わったという部分と、それから水痘ワクチン、この二つのものがこの予防費の中に含まれております。

それで、高齢者肺炎球菌の方につきましては、9月の末日までは75歳以上が対象になっていたわけでございます。今回の改正によりまして、65歳以上の者を対象にするということで、これは、31年度より実施ということで、31年度までに経過措置として、各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者というようなことで実施されるものでございます。

また、対象となる人数につきましては、414人いるわけでございますが、ただ、接種の見込みにつきましては、それぞれの年代におきまして、既に接種された方、それから、この制度が出る前に個別に接種された方もいらっしゃいますので、そういったことも勘案しますと、対象者414人の内207人、ですから、5割弱の方が接種されるのではないかなということでの見込みでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいまご質問の多面的機能支払交付金事業の関係でございますが、ご質問の内容からいきますと、多面的機能支払交付金事業負担金1,540万円のこの件の内容かと思われま。

この件につきましてであります。この事業については、当初から全集落で、全生産組合で取り組むように、こちらもいろいろ働きかけてきたところでございます。その結果、現時点では全集落がこれに取り組んでいるということでございます。

3メニューございますが、そのメニューの取り組み状況を申し上げますと、農地維持制度といいますか、そちらの方は今年度から新規に取り組むというのが14団体、それと、昨年度からの農地・水絡みの継続する団体が8団体で22団体となります。それから、2階建ての部分といいますか、資源向上の共同活動の部分ですが、これについては昨年度の継続ということで8団体でございます。さらに、長寿命化対応ということで、いわゆる3階建ての部分でございますが、これについても、昨年度からの継続が4団体、それから、新規に対応しようとする団体が1団体でございます。合わせて5団体という形でございますので、27生産組合、22団体という形で、こちらで受けているところです。

なお、横山本村、それから押切本村といえますか、上・中・下生産組合については、それぞれ一つの団体として申請を上げているということで、22団体ということで、これで全団体となります。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 最初に、ふるさと応援寄附金の関係であります、夜の一般質問にも出しておりますので、これ以上は質問しませんが、課長がおっしゃるとおり、三川町のPR、それから、特産品の発信というものをやりながら、寄附していただいた方に十分な三川町を継続的に応援してもらえるような体制づくりというものを目指すべきではないかなと思っております。後程、またよろしく申し上げます。

それで、2点目の予防費の関係ですが、200人ほどの見込みがいらっしゃる。その中で、接種率が低いという今までの高齢者肺炎球菌の予防接種事業、向上対策というものを毎回決算の段階でもたびたび申し上げていたわけですが、年齢を拡大して取り組むという中で、向上対策、どのようにするのか、接種率を上げるための対策、どのように考えているのか伺いたいと思います。

それから、多面的機能支払交付金、全集落がいろいろな難しい環境の中で取り組みをなされたということで、とりあえずは評価を申し上げたいと思いますが、今回、今までの米の直接支払交付金、1万5,000円あったものが、今年から7,500円に下がったと、それで、将来的にはなくなるというふうなものの、補てんといえますか、代替ということで出てきた制度でございますが、とりあえず入口段階での農地維持支払の部分に全集落が取り組むということでございます。

なかなかこの事業の中で、直接農家が受け取る労賃といえますか、それが十分でないというふうな状況もあろうかと思えます。できるならば、その三つのすべての事業に取り組むというような体制づくりが必要と思えます。あるいは、農地維持支払事業の中で、より多くの労賃を受け取ることができるような仕組みづくり、その辺を少し考えていかないと、せっかく取り組む事業の意味がないといえますか、余りおかげがなかったというふうなこともなろうかと思えます。そのような今後の事業の活用といえますか、効果を上げるための方策、どのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 接種率が低いというご指摘でございますが、ただ、接種率が低いという分析の中には、例えば高齢者肺炎球菌の制度が始まる前に、自らが自発的に接種された方もいらっしゃる。町としては、そういう方々が未接種扱いという形での数値になりますので、そういった部分もあるのかなという思いもございます。

ただ、おっしゃるとおり、接種率を上げるということで、町の対応としては、直接ダイレクトメールを対象者に送付してるところでございます。また、広報紙等でもPRをいたしておりますが、ただ、もし接種率をなぜ上がらないかということをついてみますと、やはり高齢者がなかなか医者に行くための足がないのかなと、そういう部分もあるのかなという気もしております。

そのようなことを考えれば、やはり町ではデマンドタクシー等いろんな制度がありますので、健康づくり、ミニ健康まつりだとか、健康づくりの集まりの場であるとか、そういう場での紹介、そういったことも加えていきたいなと思ったところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいまの多面的機能支払交付金事業に対しての今後の対応といたしますか、効果を上げるための方策というご質問でございますが、私どもといたしましても、やはり2階建て・3階建てのそちらの方の対応に移行できるよう、先進的事例、あるいは町内でも様々取り組んでるところがございますし、そういった情報等を提供しながら、また、新たに今回から取り組む集落にあっては、土地改良区の方からの事務支援とか、様々でございます。そういった意味で、そういった事務支援も活用できる部分を、さらにこちら関係する機関の方をお願いするなどして、集落の中で少しでも取り組みやすくできるようなことを考えていきたいと考えております。

また、より多くの労賃を受け取られるような対応ということでございますが、この件については、現実的に、草刈り一つ挙げても様々な理解がございましたが、今年度から拡大できるような考え方も県の方で話しておりますので、そういった情報等を既に町内会の方では知っているかと思いますが、実際、今年度の対応をみながら、またいろいろ地元との意見交換等しながら、少しでも有利な形で労賃を受け取られるように対応していきたいと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 私の方から三つ質問したいと思います。

まずはじめに6ページ、ただいまも出ました三川町ふるさと応援寄附金ですが、この中で謝礼というのが810万円、これ、たぶん商品代かなと思いますが、その次の作業手数料600万円ほどあります。

○議 長（成田光雄議員） 単位が違います。

○6番（町野昌弘議員） すみません、8,100万円ですね。それから、作業手数料が627万円ということで、作業手数料、これ、たぶん運送料かなというふうに思いますが、どの辺からどのくらい応募があったか、寄附があったか、その辺分かれば教えてほしいなと思います。

それから2番目に、7ページ、民生費の保育園費であります。私、いろいろ説明されたかもしれませんが、中身、よく分かりませんので、保育園対策促進事業費補助の中身、そして処遇改善費ということで、中身、少し詳しく教えてほしいなと思います。

それから、介護保険特別会計補正予算の方であります。その4ページ、支出の方で、基金積立金ということで、511万2,000円、一般会計の方から出てるということで、基金積立金というのは貯金なわけなのですが、これに一般会計から貯金、貯金というか、積み立てる意味、ちょっと分かりませんので、その辺教えてください。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご質問のふるさと応援寄附金の謝礼でございますが、先程も申し上げましたが、その内容としましては約半分ぐらいを目途にというふうなお話をさせ

ていただきました。これには、郵送料、全国、津々浦々からいただいておりますが、郵送料も含めた形で謝礼として業者にその内容のお願いをしまして、予算を計上しているところでございますので、最大6割というような説明もさせていただいておりますが、通常半額の部分に対して、郵送料込みでの半額であるというようなことをご理解をお願いしたいと思います。

また、作業手数料につきましては、このたび、ふるさと納税のホームページを民間の事業者を仲介しまして立ち上げてございます。その民間の業者を通じながら、申し込みのあった部分につきましては、手数料として5%を支払うというような契約をさせていただいております。その手数料として、今回、620万円ほど計上させていただいたところでございます。

質問にもございましたが、全国的にどういった応募状況かということでございました。北は北海道から南は沖縄まで、全国すべての県から申し込みをいただいております。特に関東地域が中心でございまして、大阪等を含めた近畿も全体では700人、関東周辺で2,300人というような状況になってございます。

今回、広島の方で震災ございましたが、広島市からも申し込みをいただいております。震災後、一時、返礼の品をストップしまして、状況に応じて電話連絡をさせていただいて、被災状況がなかったかどうか確認しながら返礼品を送らせていただくというようなことも実施してございます。そういった意味では、全国津々浦々から申し込みをいただいている状況でございます。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 2点目に質問ありました保育園費の追加でございます。

一つ目は、保育対策等促進事業補助金でございますが、こちらはいのこ保育園を対象とした補助金でございまして、内容としては、いのこ保育園が実施しております休日保育、病児・病後児保育、一時預かり事業について、当初予算で見込んだ額よりも園児数の増加等によりまして、追加する必要がございましたので、今回、補正予算計上させていただいたものでございます。

次に、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金につきましては、こちらもいのこ保育園が対象となりますが、保育士の確保を図るために、保育士の賃金、給与の部分について、これを補助し、保育士の確保を図ろうということで、今回、園児数の増加に伴いまして、4月1日現在の園児数で、当初予算計上しておりましたが、10月1日、園児数が増えておりましたので、これも同様に追加の補正予算を計上したものでございます。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 介護保険特別会計の関係でございますが、町の一般会計から介護保険特別会計への今回の補正の繰入につきましては、ここにございますとおり、歳入の事務費繰入金3万4,000円、これが繰入してございます。この3万4,000円につきましては、歳出の方のページご覧いただきますと、介護認定審査会費というようなことで、3万4,000円充当いたしております。これはご案内のとおり、鶴岡市の介護認定審査会の方に審査事務を委託していると。これは、現年度としては500万円の計上をしておりますが、前年

度の精算を翌年度に行うということで、それが3万4,000円、これが一般会計からの繰入になってございます。

ただ、基金積立金の方につきましては、今回、繰越金が歳入の方をみますと603万6,000円ということで、それから歳出の方の償還金、これを引きまして、さらに歳入の方の介護給付費交付金というようなことで、これは、社会保険診療報酬支払基金の方から、毎年翌年度精算という形でお金が入ってくるわけでございますが、そういったことで差し引きしまして、残ったところが6款の基金積立金511万2,000円ということで、そういう積立金の内容になってございます。

- 議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時35分)
- 議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時55分)
- 議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。
- 6番（町野昌弘議員） ふるさと納税の方ですが、謝礼8,100万円、これは送料も込みということでありました。それで、手数料ですが、5%、627万円、結構、大きいのではないかなと私は思います。これは、そういう契約で、今、進んでるのでしょうか、どうのこうのと言うことはたぶん言えないのでしょうかけれども、今後、職員1人、専門に臨時で採用しても600万円あれば1年間十分対応できるわけでありまして、数量に応じた手数料ではなく、1回いくらか、1回でなくて、ホームページ作ってもらうのに幾らということ、もう少し考えていく手だてというか、方法はあるのではないか、この次からですが、あるのではないかなと思いますが、どうでしょうか。
- 議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。
- 説明員（梅津直人企画調整課長） 今現在、申し込みの内容、状況としましては、この会社を通じての申し込みとして、7月末で43%、この会社を経由して申し込みがございまして。この内容としましては、契約する前の1,000万円を省きますと、6割から7割がこの会社を通しての申し込みであるという状況でございまして。  
したがって、この5%そのものが大きいのか小さいのか、会社としてもいろんなイベントを仕掛けながら、冊子にも特集として載せていただきながら展開していただいておりますので、大多数がそこを通しての内容という部分で申し上げますと、その作業を行う臨時職員というような状況では、これぐらいの金額を確保するという事は非常に難しいのではないかと、無理ではないかというふうに私どもは捉えてございます。  
そうした意味におきまして、全国いろいろな自治体がございまして、当然、年間いくらかというような申し込みの方法もあるわけでございますが、本町としては、当然、こういった応援寄附金の謝礼も含めまして、三川町をPRする上では必要不可欠な経費ではないのかなというふうに、私どもは捉えているところでございます。  
今回、こういった民間の会社に申し込みをしないでふるさと納税という部分でPRしていく手だてとして、町のホームページに掲載するという事は、当然できるわけでありまして、それだけではこれだけの金額というものは来なかったのではないのかなと考えておきまして、来年度以降も同じような内容にはなるわけでございますが、今年の内容も当然反省をしながら

ら申し込みをしていきたいなと思っております。

ただ、この会社からは、ふるさと応援寄附金の、正直申し上げまして、事務的にはかなりの事務量になってございまして、この事務量をカバーするためにいろいろな工夫をしておりますが、会社からはシステムとして、こういったシステムを使うことによる人件費の抑制等の提案もいただいております、そういった意味ではいろいろなアドバイスもいただきながら、ふるさと応援寄附金の部分でも進めているところでございます。

そうしたことから、金額としては確かに5%でございますが、いろいろな、こういったシステムからきますと、10%というような手数料もございまして、5%そのものとしてはそんなに大きな数字ではない。ただ、申し込みの件数が非常に大きいためにこの金額が計上されていると考えております。また、手数料以外に、今回、事務的な労力を省きますためにクレジットの決済導入のシステムもお願いしているところでございます。そうした経費も含めました金額を計上させていただいておりますので、若干5%よりは多くなっているところでございますが、いろいろな内容をお聞きしながら、また、今年度の反省を踏まえながら来年度に生かしていく対策をこれから検討してまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程から同僚議員から出ておりますふるさと寄附金のことで確認したいと思っております。

今回、歳入で1億3,000万円ほど入っております、寄附金という性質上ですが、寄附金入ったものに対する経費として、今回、8,100万円余の経費として歳出ということか。そして、補正予算ですので、先程答弁あったとおり、今の内容で今年度やるということですので、予算ですので、これからの見込みも含めた予算額なのか伺いたいと思っております。

続きまして6ページ、ふれあい館の屋根であります。今回、修理するわけですが、あの建物は独特なものですので、普通の工事に比べて割高になっているのか、その辺の状況を踏まえているのか。例えばこれから三川町でもいろいろなもの改築等出てくるわけですが、やはりそういうものを捉えたこれからの建設にあたるのか伺いたいと思っております。

続きまして7ページ・8ページ、ごみの運搬処理の業務委託であります。今回、増額ですが、これは、確か入札でやっているのではなかったかと思っております。それで、今回、委託料が増額になった要因を伺いたいと思っております。

続きまして9ページ、いろり火の里施設の修繕であります。工事費と合わせまして確か200万円でしたか、なっておりますが、この経緯を説明願いたいと思っております。

続きまして10ページ、中学校の教育振興で、県大会以上の場合の歳出ですが、例えばクラブ関係の大会等多くあるわけですが、これはすべての大会に該当するのか伺いたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） うちの方の質問については3点というふうに理解しました。

まず、1点目でございますが、ふるさと応援寄附金の内容で、歳入に対します歳出なのか

というご質問でございます。当然、予算として今回補正させていただいておりますので、今回1億3,500万円の内容での歳出補正というふうに理解してございます。内容としましては、1億3,000万円のまず最大6割という部分につきましては、市場価格での6割でございますが、先程来説明申し上げておりますとおり、郵送料等も含めまして、最大6割を予算計上させていただいたということでございます。

さらに2点目としまして、これからの見込みを含めた予算額なのかという部分でございますが、先程のご質問でもご説明申し上げましたが、ふるさと応援寄附金、寄附金という性格から今後どのようになるかという部分については、非常に見通しが立たないところでございます。また、震災等もございまして、東日本大震災でもかなりの金額が、ふるさと応援寄附金の金額が被災地の方に流れたという実績もございます。今回も、全国的には集中豪雨等でもかなり被災した地域がありますので、そういった部分では、当然流れるという予測も立てながら、今まで申し込みを受けた金額からある程度低めの設定をしながら、今回、予算を計上させていただいたということもございますので、また、今後の推移によりましては、12月の補正という部分も当然また出てくる可能性も否定はできないという状況にあらうかと思っております。

第3点目のいろり火の里施設の経過・内容というようなことでもございました。修繕費につきまして100万円、工事請負費につきまして100万円、それぞれ計上させていただいております。工事請負費につきましては、サウナのヒーター2台であります。相当経過年数が経ちまして、これの交換をせざるを得ない状況にございます。

しかしながら、通常、温泉の運営につきましては、各月5時から営業を再開するというような形で、1日も休まないような状況で稼働をしているところでございます。しかし、6月と12月は2日間だけ休みをいただきまして、総点検をさせているところでございまして、12月の入替工事等に向けまして、今回、予算を上程させていただいたというものでございます。

また、修繕料につきましては、各種機械、やはり経過年数等の関係で増加傾向にあります。そうしたことから、今回、100万円を計上させていただいたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 民生費のふれあい館の工事費の関係でございまして、これはふれあい館の屋根の塗装というように予定いたしておりますが、ふれあい館につきましては、ご案内のとおり、平成7年に設置されたところでございます。これまで平成16年に大屋根塗装というふうなことでやっております。

今回、なの花荘、本体の方の屋根の塗装もやるというようなことで、それで、ふれあい館の屋根につきましても、状況を見ましたところ、経年劣化がかなり進んでいて、年度途中であってもやらなければ大変だというようなことで確認されたところでございます。そのようなことで、今回、塗装工事をやるわけでございますが、ただ、ご質問にあったとおり、工事費が割高になっているのではないかというご質問であります。やはりご質問のとおり、人夫賃であるとか材料費であるとか、いろんな要因があるでしょうけれども、年々割高にはなっ

ているのかなという感触は持っているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 4款2項2目塵芥処理費のごみ処理運搬の委託料の追加でございますが、契約につきましてはそれぞれ長期契約ということで、3年前に契約して、今年度から新たな契約ということで見積もり競争入札を行ったところでございます。

近年の東日本大震災等の影響もあって、ここ2年ほどで労務単価が約30%ほど上昇したということもありまして、今回のごみ処理運搬について、当初の金額では継続が厳しいということになり、今回、労務単価、そういった部分、世帯数の増加も、随分ニュータウンの関係でございまして、さらには、そういった部分が伴って処理施設への運搬回数も大幅に増えてございます。さらには、ごみ収集車の係る実際の実働時間も増えているということで、今回、そういった労務単価を踏まえて、今回の追加ということで提案させていただいたところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 県大会以上出場選手の派遣費助成金の件でございますが、これにつきましては、三川中学校も加盟しております中学校体育連盟主催の大会を規定しておりまして、春の中体連、秋の新人戦、こちらの地区大会を勝ち抜いた団体・個人について、県大会以上出場した際に、8/10の8割補助で対象としておるものでございます。

今回補正いたしました大きな要因としては、全国大会に柔道個人で男女参加しておりましたので、その分を今回計上させていただいたものでございます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） ごみの運搬処理業務委託であります。3年契約ですので、今後また人件費が上がれば、またそれなりの対応になるということでよろしいのか、もう一度確認したいと思います。

それに伴い、確か車等は町所有ですので、運搬回数が増えるということは、逆にそちらの方の油の高騰もありますが、そちらの方の経費も上がっているわけでありまして、その辺の予算上の対応はどうか伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 今回の契約につきましては、本来であれば長期契約ということで、3ヵ年で行いたいということで考えておりましたが、やはりアップ率が大きかったということで、3ヵ年の契約にするには本人の方からも、この価格の上昇の中では厳しいということで、今回は単年度の契約にしたところでございます。次年度からは、今後の単価も、ここ数年のいろいろな労務単価、特に運転をするということで、県の労務単価でいえば特殊運転手、それから作業員、そういった職種の部分については、大幅な単価も上がっておりますので、今後のそういった見込みも踏まえて、できれば次年度からは3ヵ年の契約をしてまいりたいと考えているところであります。

それから燃料費の関係でございまして、今回、回数等も昨年に比べてここ近年増加しております。そういった部分については、現在の予算の中で何とかやりくりしていきたいと考え



ているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 1 番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） ふるさと納税につきましては、事務量が増えたということに対して忙しいのは聞いております。これからも大変だろうと思いますが、一つよろしくお願ひしたいと思ひますし、また、寄附者の月別のことにつきましては、北海道から沖縄までということを知いて、町のPRは十分できているかなと思ひますので、今後も頑張っていただければありがたいと思ひます。

8 ページでござひます。農家台帳システム整備事業でござひますが、ここに地図システムに係る委託料、地図システムのことについてお聞きしたいと思ひます。

それから9 ページでござひますが、道路橋梁費でござひます。これ道路の凍結防止散布機をかうということではござひますが、金額がそんなに多くござひませんし、これはアタッチメントしながらするものだろうと思ひますので、何の機械にアタッチメントするのかお聞きしたいと思ひます。

それから10 ページでござひますが、教育費でござひます。小学校の除雪機械の購入でござひます。80 万円ということではござひますので1 台だろうとは思ひますが、三つの小学校もござひますし、この使い分けは、使用の仕方についてどういふふうにするのか。また、中学校あたりは除雪車が入っているわけではござひますが、保育園の方ではござひます。道路側の方では除雪はするのですが、やはり場所的に消火栓もありますし、私も除雪しているとき、消火栓、ついでに除雪はしてありますが、下の方が凍って除雪しなければならぬといういふ場面もござひました。その人、何の道具も持っていないので、家の方につるはし貸してくださいとか、スコップ貸してくださいとか来て、そのいふ道具を貸して道路の脇の保育園の前、あそこの除雪をしているわけではござひます。その点について、今後どのいふように考へていただけるかお聞きしたいと思ひます。

○議 長（成田光雄議員） 大川農業委員会事務局長。

○説明員（大川栄一農業委員会事務局長） ただいまご質問の農家台帳システム整備事業の中の地図システムという件ではござひましたが、農家台帳システム整備事業は、農地台帳管理システムと地図システムとの2つのシステムが必要となります。今回、補正でお願ひしたといういふのは、これまでですと、農家台帳システムにより農地の流動化とか、農地データの把握とか、このいふ作業をやってきたわけではござひますが、このたびの国の方の農地中間管理機構あるいは多面的機能支払、このいふ新しい制度に対応し得る農地台帳管理システムと地図システムが法定化されたところではござひます。それに伴ひ、その二つの一元化を図るという意味で、今回、国の方の予算ができたものですから、このたび補正でといういふ形で要求させていただいたものでござひます。

内容的には、農地台帳管理システムといういふのは、これまでのシステムのデータを変換したり、あるいはこのいふ一元マップのデータを作り出すとか、このいふ作業が新たに出ております。また、地図システムの方では、データの変換作業、あるいはデータベースの構築、サーバシステム、このいふものをこの事業の中で取り込む考へてござひます。

ただ、農家台帳管理システムの方は補助対象という形になるのですが、地図システムの方は補助対象外という形になります。これは制度上、やむを得ない形でございますが、この地図システムにより、農地の一筆データを管理していくという形になるものでございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 8款2項4目除雪対策費の凍結防止剤散布車の関係でございます。本町におきましては、これまで凍結防止の散布車保有しておりませんでした。が、去年は、そういった冬期の凍結というのはそんなに多くはなかったのですが、ここ数年、厳しい冬で凍結による交通事故が交差点を中心に多くあるということで、庄内の中でも、凍結防止の散布車、本町が持っておりませんでしたので、県の払い下げの県有の機械を購入するというので、今回提案させていただきました。

その備品購入として、平成10年度の登録のもので16年経過しておりますが、四輪駆動の2.5m<sup>3</sup>クラスの消雪散布剤を有する車両搭載型の機械を購入するというので、今回、それに係る備品購入費、それからチェーン、それから定期整備も必要になりますので、関連経費を計上させていただいたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 10ページ、機械器具購入費でございますが、ご質問のとおり除雪機械を予定しております。小学校につきましては、駐車場については除雪車で除雪を行っておりますが、その対応できない玄関回りを中心とした部分について、業務員がハンドガイドの除雪機を使いまして、朝、除雪を行っております。これは小学校・中学校、それぞれ行っておりますので、今回購入いたしますのは、横山小学校において、平成9年から使ってまいりました15年を経過した除雪機の更新を考えておるものでございます。

次の保育園・幼稚園の道路前の道路の件でございますが、この道路につきましては、近隣の皆様から本当に協力いただきまして、雪の多いときにいろんな形で除雪をしていただいているということは聞き及んでおります。

保育園・幼稚園につきましては、小学校と違いまして、業務員がおりませんで、女性のパートと申しますか、シルバーの方に頼んでトイレ掃除とかそういったものは行っておりますが、基本的に操作できる者がいないものですから除雪機械を配置していないところでございます。

ただ、前道路につきましては、駐車場の整備に伴いまして、過去には、保護者がそちらの方に車をとめて園児の送迎を行っていたところでございますが、現在は駐車場での送迎を基本としておりますので、あの道路については、広い形になっておりますが、除雪機械の入れる部分のみの除雪ということで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 教育費の今の除雪でございますが、保育園の前、町で、朝、除雪しているわけですが、除雪のできないところを除雪するというので道具を借りにくるわけです。その点につきまして、小型の除雪機は無理だろうと思っておりますので、私は道具を貸すのはなんとも思いませんが、その人、結構苦勞してやっているようでございますので、そこを

ちょっと考えていただければなと思います。

それからお話変わりますが、建設環境課長、境界立会業務、この件、それから法定外の公共物というのはどういう意味なのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 境界立会業務、それから、法定外の部分、あと除雪の関係の部分もございましたが、町の除雪機械の関係で当該路線はたぶん大型の除雪機械で除雪して、施設の方にあまりにも近づくと、やはり塀とか壊す可能性もあるので、たぶんできる範囲で、雪も堆雪していきますのでということをしているのだと思いますが、その辺について、教育委員会の方から、状況を聞きながら、例えば道路上の部分でもっと何かができるのか、やはり、それは機械除雪ではできないので、教育委員会サイドの方でやらざるを得ないのか、その辺、現場の方を確認して、対応可能か精査していきたいと考えております。

それから、ご質問のありました境界立会業務の関係と法定外の関係でございますが、最初に境界立会い関係でございますが、現在、国が管理している、昔でいう建設省の財産であった水路、それから道路、そういった部分が地方分権の関係で本町の方に権限が移譲になって、現在、立会い、町道の部分、それから法定外ということで町道等にはなっていない道路・水路の関係の境界立会いを求める部分が近年大変多くなってございます。当初予算でも予算計上しておったのですが、ほぼ予算がゼロになって、それ以降も境界立会いの申請、それから、法定外ということで、水路・道路ということで、近年、土地の売買、そういった部分、それから分筆、そういった部分もありまして、立会いが多くなっているということで、その部分を土地家屋調査士、資格のある方から立会いの補助をいただいて、町の職員と一緒に立会いするというので、今回、補正予算の方に計上をさせていただいたところでございます。

それから、法定外の公共物の整備事業費補助金ということで、今回は二つの町内会、三本木地内の方については、水路の設置工事ということで、地元の三本木の町内会の方で、町道の役場のすぐ東側になります町道押切新田線と三本木の集落を結ぶ法定外の水路、ここに土水路ということで、未整備で環境が悪いということで、悪臭もするというので、それを地元町内会が事業主体でやるということで、その部分の水路工事、それともう一件については、対馬地内で集落の東側の部分にある町道、やはり同じく押切新田線と対馬の3号線を結ぶ法定外の道路を舗装したいということで申請があったところでございます。

こういった財産的には国が所有しておりましたが、町の方に財産管理の関係、移譲になりましたので、この部分について、申請を受理した後に2/3を支援するというので、現在、法定外公共物の整備事業ということで支援しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私の方からは、6ページ、一般管理費、嘱託臨時職員分社会保険料等40万円とあります。その下に一般事務雇用賃金600万円とありますが、なぜこの時期にこういう補正予算がされたか。それと、また、40万円と600万円の内訳、内容をお聞きしたいと思います。

それと8ページですが、農村環境改善センター修繕料ということで、どこを修繕されるの

か、60万円の内容を聞きたいと思います。

それと9ページ、除雪対策費、臨時雇上げ賃金79万2,000円、これは、79万2,000円の作業員のどういう内訳になっているのかお聞きしたいと思います。

それと最後ですが、10ページ、公園費215万4,000円ということで、どこの公園で、どのような工事されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 6ページの嘱託臨時職員分社会保険料等40万円、それから、その下の一般事務雇上賃金600万円に関するご質問でございますが、今年度、平成26年度におきましては、新年度、新たな取り組みということで、当初予算では計上できなかった取り組みが生まれたところでございます。

その内容につきまして、主なものといたしましては、ふるさと応援寄附金業務が非常に大きくなったということから、臨時職員での対応、それから、子ども・子育て支援新制度に係る準備業務が保育園係に新たに発生したものでございます。さらに、産業振興課農政係におきましては、多面的機能支払交付金事業業務が非常に大きな業務ということで取り組まなければならないということになったことから、これらを臨時職員を採用して対応することとなったことによる追加補正でございます。

また、600万円については賃金でございます。それから、40万円については、社会保険料等ということで、臨時職員に係る保険料というふうなものになっております。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 8ページ、農村環境改善センター修繕料でございますが、この内容につきましては、一つは冷暖房設備につきまして、冷房を稼動している際に大きな異音がしまして、会議にも支障が出るほどでございました。これを、冬期の暖房を使える前に直そうということで、今回補正をさせていただきます。

2つ目は、消防設備でございますが、消防設備の点検の際に指摘を受けまして、バッテリー交換、防火シャッターの修繕を行うものでございます。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 除雪対策費における臨時雇上げ賃金の関係でございますが、こちらの方につきましては、先程ご質問ありました県からの払い下げの凍結防止散布車の方に除雪作業員として、新たにその車に乗車する運転手を計上しているものでございます。

それから、公園費の工事費の関係でございますが、こちらの方につきましては、一つは、役場のすぐ南側にありますいこいの広場と三川町公民館、こちらの方にある藤棚、こういった部分が支柱・梁とかが腐食しているということで、早急に改修工事をしたいということで、この部分、それから袖東公園につきましては、やはり同じくそういった藤棚と休憩スペースの方に向かう遊歩道等の工事ということで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 私の方から10款教育費について二つ伺います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法整備ということで改正される、いわゆる主な改正

点についてはどのようなになっているのか教えてください。

それから、この改正法の施行日はいつからなのかということをお知らせをいただきたいと思えます。

それから、先般、全協でも説明いただきましたが、社会教育の総務費の中に調査設計業務委託料が発生しております。これは間違いなく農村センターのホールの件というふうを受けとめますが、それでよろしいですか、間違いはないですか。この件について、設計、それからいろんな調査する委託料についての算定のあり方について、国交省が定める基準に則りますと、非常に高額な委託料が発生するように受けとめますが、200万円弱の委託料の中身、こういった調査の項目をしていくのか、それから調査の方法、それから調査設計業務にわたる期間、工期といいますか、それがどのように指定されているのかお聞きしたいと思います。

それから、介護保険の特別会計であります、繰越金が発生して、基金の方にまた積み立てというふうになります。26年度の当初予算を計上するにあたっては、この積立金から200万円ぐらい引っ張り出して、そして予算を計上しているわけです。5期の介護保険事業計画の中でも介護保険料も改定されましたし、繰越金はどうして発生したか、そうした精査については、当局はどのように分析されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 1点目の地方教育行政の組織に関する法律の一部改正でございますが、大きな点としては、一つは、現在、教育委員会が、教育委員制度のもとに教育委員長、そして、教育委員の中から互選により教育長を選出しておるわけでございますが、この法律改正は、来年4月、27年の4月から施行するものでございます。

その改正の中では、新教育長ということで、地方公共団体の首長が指名する者を新教育長として充て、その教育委員会の事務を執行することとなっております。

現在の教育委員長につきましては、新たな法改正に伴いまして、その制度がなくなりまして、新教育長のもとで委員会がそれぞれ事務事業を行うわけでございますが、その他に首長が招集します総合教育会議というものを設置いたしまして、その中で教育基本方針を教育委員会と協議をし、その内容に基づいて今後の事務事業の執行を教育委員会の方に委任するものでございます。

大きな点としては、法改正ではこのような内容を見込んでおりまして、今後、その法改正に伴う町の条例、規則の改正を今後提案させていただきたいと考えております。

2つ目の調査業務の委託料でございます。ご質問のとおり、今回業務委託に当たりましては、基本的には概要設計というふうを考えておりますが、調査という部分でございますので、図面としては、施設の配置計画図、あるいは平面図、外構設計図、そういったものを想定で設計いたしまして、それに伴う概算の費用を計算し、27年度以降の当初予算要求に向けて進めていきたいと考えております。

質問にありました調査業務の委託料につきましては、今回も国土交通省の業務報酬基準を使っておりますが、基本的には概要設計であるということで、100%ではなく、一定割合、かなり低い割合でございますが、低い割合を計算いたしまして、今回の補正予算の要求とさ

せていただきました。以上です。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 介護保険特別会計の関係でございますが、ご質問の趣旨は、おそらく計画との相違が発生しているのではないかということかと思えます。

歳出の状況をみますと、介護給付費におきましては計画の範囲内にとどまっているところでございますが、内容をみますと、施設に係るものよりも在宅サービス、この部分が何か増えているなど感じているところでございます。

それから、歳入の方でございますが、第1号の被保険者の保険料、これにつきましては保険料の額を算定する場合に本人の収入、それから同居されている方の収入等、そういったものも勘案して算定しているわけでございますが、これは計画した時点からみますと、収入、所得の高い方が当初からみますと増えているのかなという思いがございます。そういうこともございまして、保険料収入が計画よりも増えているなどということでございます。歳入が増えて、歳出が計画の範囲内ではございますが、歳出は思ったより出なかったというようなことで、その分繰越が発生した、そのようなことでございます。したがって、第6期へ向けて、第5期の状況を十分精査して、地域包括ケアシステムというふうなことで、そちらの方の計画に向けて内容を充実してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 地方教育行政の改正につきましては、主な改正点を説明いただきました。理解いたしました。

現在ある教育委員の27年の4月1日施行ということでありますので、教育委員の任期に係わる、そうしたものについては、従来どおりというふうなとり方でよろしいのかどうか。その辺は施行に伴って変更するのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから農村環境改善センターのホールに向けた調査が進められていくわけですが、これをインフラの一つの整備の視点として、これから私どもの大先輩の皆さん方は、非常に住民の皆さん方のいろんなあれもこれもこの要望を迎合姿勢といいますか、とにかくそちらの方を優先的に受け入れて、すべての面とはいいませんが、それらにすべてお応えをしてくる建設ラッシュが続いた、そういう時代もございました。しかし、今日の社会状況からみても、また、住民の視点からみても、かなり厳しくなっていることは間違いないと思えます。

今後、農村改善環境センターのホールの建設にあたっての町のスタンスとして、これから施設の必要性といいますか、それから、緊急度合い、そうしたものの客観的な担保をきちんと確保して、住民の皆さん方にきちんとお示しをしていくということがまず手順としては必要なかなと思えます。

そうした投資効果、そうしたものをまったく無視するわけにはいきませんので、そうしたやはり姿勢といいますか、取り組む姿勢についてのご認識を若干伺っておきたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 地方教育行政法の改正に伴っての教育委員に関する質問でございますが、任期につきましては、これまで教育委員4年間となっております。新たに

法改正に伴って新教育長については、地方公共団体の首長が任期中に一度は任命する機会を与えるということで3年ということで設定をされております。ですので、新教育長については3年間、教育委員については、今までどおりの4年間となります。

なお、4月施行ではございますが、経過措置として、現在の委員長、教育長が任期を迎えるまでは、現在の体制で行うということが経過措置として認められております。ただし、辞職等に伴って、任期が短くなった場合につきましては、この限りではございません。

○説明員（本間 明教育次長） 失礼しました。最初の質問の前後に、農村センターのホールかというような質問がございましたが、改築のスタンスということで、26年度当初予算で申しましたセンターホールにつきましては、現在のホールを耐震化するにあたりましては、長い期間、使用できない期間が発生するものですから、当初予算の際にもこれを改築する、増改築するというところでお示しをされているところでございます。その考え方については今後も継続しておりまして、26年度においては農林水産省の補助を使ったその可能性を探っているところでございますし、先般の全員協議会の中でも話しましたとおり、新たな補助、有利な財源を探しながらの増改築ということで考えております。

基本的には、町民の皆さまがより多く利用していただいているホール機能を今後とも継続できる一番いい方法を探っていくための今回の調査業務委託というふうに考えております。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから採決いたします。各会計補正予算4件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、議第32号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第32号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第33号「平成26年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第33号「平成26年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第34号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計

補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第34号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第35号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第35号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第9、「付託事件の委員会審査期限延期要求 請願第3号」の件を議題とします。

本件については、総務文教常任委員会より別紙のとおり審査期限の延期要求が提出されております。

本件について、総務文教常任委員会委員長より、延期の理由の説明を求めます。1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員）

#### 委員会審査期限延期要求書

平成26年第4回三川町議会定例会まで審査を終えるよう付託された下記事件は、いまだ結論を得るに至らなかったため、次の議会定例会まで期限を延期されるよう、会議規則第45条第2項の規定により要求します。

#### 記

付託事件

請願第3号 「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願

平成26年9月4日

三川町議会総務文教常任委員会  
委員長 成 田 元 一 ㊞

三川町議会議長 成 田 光 雄 殿



継続審査になっておりますこの請願について、委員会の審査の結果について、若干申し上げます。

安倍内閣は、解釈改憲により集団的自衛権の行使容認に踏み切りました。当委員会では、世論調査では反対が賛成を上回っており、議論が尽くされていない、もっと丁寧に説明してほしいなど、行使容認は反対の意見や、今、日本を取り巻く安全保障環境など歴史的な転換期を迎えており、世論に左右されずに冷静に国益を判断しなければいけない。また、現在、各自治体議会の進捗状況が見えず、国民的同意を得るための議論を進め、時間をかけてこの請願は判断すべきなどの委員の意見がありました。

結果、「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願」について、本委員会では継続審査することとなりました。以上、報告いたします。

○議長（成田光雄議員） ただいま総務文教常任委員会委員長より、会議規則第45条第2項の規定により、審査期限を次の定例会まで延期したい旨の要求がありました。

本件は、委員会要求のとおり、期限を延期することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、審査期限を委員会要求のとおり、次の議会定例会まで延期することに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 次に、日程第10、請願第4号「手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願書」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） ただいま上程されています請願第4号「手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願書」について説明いたします。

大多数の人は声を出し、それを耳で聞くことによって、音声言語、日本では日本語を使ってコミュニケーションをとっています。

音声言語のほかにも手や指、体などの動きや顔の表情を使ってコミュニケーションをとる視覚言語、手話があります。

平成23年夏に「改正障害者基本法」が成立しました。「全ての障害者は、可能な限り手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

しかし、聞こえない人が、この「機会の確保」を確実に得るためには、手話が言語として聞こえない人に活用されるための具体的な施策が必要であります。

言語の5つの権利として、「言語を獲得する・言語で学ぶ・言語を学ぶ・言語を使う・言語を守る」があります。

手話が音声言語と対等であることを広く国民に広め、手話にも同様な環境が必要であります。これらを踏まえ、請願審査をよろしく申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第4号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限をつけることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は、明日中に審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 本日の会議時間は、夜間議会により、会議規則第8条第2項の規定によって本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長いたしますのでご了承願います。

○議長(成田光雄議員) 暫時休憩します。(午前11時52分)

○議長(成田光雄議員) 再開します。(午後6時00分)

○議長(成田光雄議員) 日程第11、「一般質問」を行います。

一般質問は5名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。

なお、一般質問は申し合わせのとおり、答弁時間も含めて質問者一人につき30分以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、6番 町野昌弘議員、登壇願います。6番 町野昌弘議員。

○6番(町野昌弘議員)

1. 水害対策について

1. 毎年、日本のいたる所で台風や豪雨で災害が起きています。最近では、猛烈な雨が局所的に降るようになっており、市町村の防災対応の遅れから、被害が拡大する事態も起きています。

本町も、海岸に近く海拔も低く、町内を一級河川が通っており、水害がいつ起きても不思議ではありません。防災対応は十分か、町の考えを伺います。

2. 新しい教育委員会制度の対応について

1. 滋賀県大津市のいじめ問題の対応のまずさをきっかけに、改正地方教育行政法が来年4月から施行されます。そこでは、総合教育会議を町長が招集して教育の大綱を決めて行くことになっていますが、町長の考えを伺います。

平成26年第4回議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まずはじめに、水害対策について伺います。

毎年、日本の至るところで台風や豪雨で災害が起きています。最近では、猛烈な雨が局所

的に降るようになっており、市町村の防災対応の遅れから、被害が拡大する事態も起きております。

本町も、海岸に近く海拔も低く、町内を一級河川が通っており、水害がいつ起きても不思議ではありません。本町の防災対応は十分か、町の考えを伺います。

2つ目に、新しい教育委員会制度の対応について伺います。

滋賀県大津市のいじめ問題の対応のまずさをきっかけに、改正地方教育行政法が来年4月から施行されます。

そこで、総合教育会議を町長が招集して教育の大綱を決めていくことになっていますが、町長の考えを伺います。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

はじめに、水害対策について、防災対応は十分かというご質問であります。本町における水害は、梅雨末期の大雨や集中豪雨、さらには、秋雨前線の停滞に伴う長雨などによるものが多く発生しているところであり、その対応としては、赤川をはじめ、大山川、藤島川の水位上昇に伴う内水の排水作業であり、家屋等への浸水被害を最大限防ぐというものであります。

このような状況にあることから、本町におきましては、長年にわたり水害対策としての施設整備を推進してきたところであります。現在、国の事業としての赤川の河道掘削が行われておりますし、東郷地区においては、大山川への尾花・沖堰、両排水機場の設置、さらに、押切地区においては、歌枕排水機場の設置と農村地域防災減災事業としての藤島川への排水ポンプの設置計画、さらに、袖東地区における内水排除を目的とした袖東ポンプ場の整備に取り組んでいるところであります。

災害発生時の対応といたしましては、地域防災計画に則り、各課等それぞれの任務を遂行しているところであり、さらに、国土交通省、消防三川分署や消防団、自主防災会等とも協力しながら防災活動を展開しているところであります。また、災害情報の迅速かつ的確な収集と伝達を行うための防災行政無線、全国瞬時警報システムJ-アラート、さらに、J-アラートによる緊急速報メールの配信など、整備、充実に努めてきたところであります。

本町といたしましては、安全・安心を確保する防災対応に「これで十分」ということはないと考えておりますが、今後とも、消防・防災体制の強化と災害対策のさらなる充実に取り組むとともに、国・県管理の河川や堤防、道路、土地改良区管理の排水路等の一層の整備が図られるよう、国や県としての防災対策事業及び補助事業等について要請してまいりたいと考えております。また、町民と町内会等との協働の役割を基本として、自主防災会をはじめとした地域防災力の強化についても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の「教育に関する大綱」についてであります。このたびの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」により、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関し、教育委員会と構成する「総合教育会議」において協議することとされております。

本町においては、これまでも教育委員会との密接な連携により、地域の課題をしっかりと把握した上で、必要な施策を講じてきておりますし、「第3次三川町総合計画」においては、「一人ひとりが輝き、やさしさあふれるまちづくり」を基本理念の一つに掲げ、子育て環境の整備や次代を担う人材の育成など、計画実現のための具体的な施策を展開しているところであります。

また、教育委員会が策定する「三川町教育の基本目標」においても、「まちづくりの基礎としての人づくり」を目標に掲げ、分野ごとに適切な施策展開が図られているところであります。

こうしたことから、来年4月施行の改正法の規定による「総合教育会議」において、改めて大綱の策定に関する協議を行うものではありませんが、大綱に盛り込むべき教育の基本的な方針や目標については、これまでの考え方を継続する形で定めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 答弁ありがとうございました。

それで、まずはじめに水害対策の方であります。今答弁いただいたように、町の防災計画というのはどちらかと言えば、災害が起きてから、いかに早く復旧するか、災害が起きないようにインフラ整備をしたりするかというふうな答弁でありましたが、昨今、この間、広島でも大災害が起きました。そこを見ていますと、広島市の方の避難勧告の指示が後手に回って遅くなったという報告がありました。災害起きたとき、起こらないようにする、起きてから早く復旧するというのは当然大切なことではあります。町としては防災計画にもありますが、いかに早く町民を避難させるかということが大切なことだろうと私は思っています。

それで、その防災計画の方を見ましたが、その中に避難勧告ということで一応ありました。これだけ厚い防災計画の中に避難勧告については1ページ、それもあまり具体的には載っていない。読みますと、「町は、災害に適切な避難準備情報の発表、避難勧告、避難指示ができるよう、予め明確な基準の策定に努める。」となっておりますが、その辺、「明確な避難勧告を出す基準」というのは、私この中を見る限りなかなか出てこなかったのですが、その辺どうなっているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 本町におきます避難勧告等、それらの情報の収集につきましては、現在、山形県が出しております河川水位情報、また、雨量の情報、ダムの保水量の状況、そういった一括した情報が毎日24時間提供されているところでございまして、私どもはそれを確認しながら情報の収集に努めているところでございます。

その中で本町の水害の特徴といたしましては、庄内南部に降った雨が藤島川、大山川、赤川、上流で降った雨が流れてきまして水位が上がり内水が排除できなくなる、こういったことへの対応が一番多くなっております。そういったことから、庄内南部での雨の降り方、それから河川の水位の動向、そういったものを常に見ておりまして対応しているところでございます。

それから、その水位のランクにつきましては、消防団待機水位だとか避難勧告水位、危険水位だとか、それぞれ水位が示されております。そういった状況を見ながら適切な対応をとるといふことで、その情報に注視しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 適切な水位の基準があるということでありましたが、この間、広島のものやはり基準はあったのであります。それをみますと、夜中の1時15分に土砂災害警報情報というのは出まして、それで市の職員は待機して情報収集にあたっている。そこでは72時間の雨量から実際しみ込んだ量を引く、実際土を流れる量、実効雨量というらしいのですが、それが基準がありまして、その基準を超えるというのを午前3時には市の職員は確認した。ところが、一部のなとところで全部広く範囲ではないので職員が躊躇したというふうなところで、実際起きたのは3時から4時の間ということで、避難勧告が出たのはもう災害が起きてから、4時15分というような実態があります。

やはり、この基準、確かにあっても、なかなか何メートルまでに来たらやるというふうなところが、本当に町の防災担当1人、兼務で2人おるようであります。判断基準、大変難しいというふうに私は思っております。その水位まで来たら、否応なしに避難勧告の水位も明確に示してあるのでしょうか。

避難勧告を出すシステムとしては、その水位になれば、実際は最後には町長に報告して避難勧告ということになるかと思いますが、その辺、避難勧告を出す水位というのも明確に何メートルまで来たら避難、その前は避難するというのは、メーター、ちゃんと基準、決まっているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 先程も申し上げました県の河川水位情報によりまして、それぞれの河川について避難を勧告すべき水位というものが決まっております。

ただ、私ども、その水位に行くまでの間に、去年の例を申し上げれば、そろそろそういった水位に至るのではないかという前の時点において、自主防災会、町内会との連絡をとって、情報をいつでも共有できるような体制をとったところでございます。

そして、土口町内会におきましては、その時点で町内会の役員、自主防災会の役員が公民館に集まって、いつでも避難勧告等に対応できるような体制をとっていただいたところでございます。

ただ、去年の場合は、最後の避難勧告を出すまでには至らなかったのですが、私どもが消防団、それから担当の現地調査、そういったものを踏まえて避難勧告すべきというふうに判断した場合は町長に進言し、町長から勧告を出していただく、そういうような流れになるものでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 避難の準備ということで、大変よくできてるなと思えました。

今、国土交通省の方では、「タイムライン」というふうな新しい防災計画のあり方が考えられています。大体、今、町で行っているようなことと同じで、災害時をゼロとして、それ

に遡って何時間前は誰がどういうふうなことをするというふうな防災計画であります、そのようなことはご存じでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 「タイムライン」という言葉は初めてお聞きしましたが、ただ今般、国におきまして水防、防災につきまして計画の大幅な見直しをしたという情報は得ているところでございます。

これを受けまして、今年度、平成26年度に県が水防計画の大幅な見直し作業を現在行っているところでございます。それが来年、平成27年に完成いたしますので、今後、町といたしましては、その県の見直しに併せて町の水防計画もかなりの見直しが必要になると考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 「タイムライン」というのが新しい考えのようでして、国土交通省の方も、今年から国が管理する109の河川で、この「タイムライン」、時間を追って誰が何をするかというふうなことを簡易版を今考えてやっているとありますので、町の方もそういうことで、そういうのがあったときには考えていってもらいたいと思います。

それから、防災担当職員、危機管理係というふうに本町ではなっているようですが、実質1人兼務されている人もおりますが、いざ何かあったとき、やはり先程も言いましたように町に避難勧告を出すためには、かなり勇気も必要ですし、空振りがあればあったで「何やったなや。」というふうなことで言われますので、防災、これは冬の除雪にも関係します、この辺、人事に関わることですが、建設とか、前、防災危機係になった人にもう一回、兼務で数人体制で防災危機係というものを考える余地はないでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） まず最初に、空振りに関するご発言がございましたが、これにつきましては、私ども町長から「空振りは恐れるな。」ということを常に言われておりますので、そういったことについては勇気をもって判断し、町長に進言してまいりたいと考えております。

また、勧告という非常に大きな判断に際し、危機管理係の職員1人ではというご意見でございますが、まず、災害が起きそうな場合、まず最初に警戒配備ということで危機管理係の他に総務係、それから農政、建設環境、それぞれ指定された職員が警戒配備ということで役場に詰めることになっております。

また、それ以降、状態が悪化しそうな場合は、第1次配備、第2次配備ということで、最後には全員配置に就く、そういうようなシステムになっておりますので、担当職員1人だけに負担がかかるということは、できる限りないように対応しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 災害の情報というのは、やはり町民にしてみれば、その情報をどこからまず取るかというふうなので、内閣府が前アンケートしたところをみますと、一番には天気予報で、その次に市町村が出す警戒避難勧告ということで、やはり町民にとっては、町

から出す情報というものは大変信用しているということでもありますので、今後ともよろしく  
お願いしたいと思います。

続きまして、新しい教育委員会の制度についてであります。

今、教育委員会の方は当初の5名、委員会そのものは当初と変わりませんが、新しく町長  
が総合教育会議を開いて、新しい町の教育を主導権をとってやるというふうな新しい法律で  
あります。

この法律で問題もないことは私はないと思います。新しい法律になりますと、教育長を任  
命しますし、罷免、辞めさせることも、今度からできるということでした。

どっちかという、新しい町長が政治の方に、選挙に使うというか、私が町長になったら  
学校の学力を今より1割アップするとか、そんなことで是非私を町長にさせてくださいみた  
いなことで、そういう人が仮に当選して町長になった場合、教育長に学校の学力上げれとい  
うことで、現場も分からず、教育現場が混乱するということも考えられます。そんなことは  
たぶん私の方の町ではないとは思いますが。

教育委員会、新しくなった理由としましては、先程申しましたように、滋賀県の方の大津  
市の教育委員会の対応のまずさということがあったようであります。教育委員会自体は、元々  
そういう問題が起きたときに対応するような人というか、それなりの人はおりますが、教育  
委員会できたとき自体がやはり政治的中立性だとか住民の意向を反映するというふうな格好  
で、本当に町民の一般の方から教育委員会に入って、町の教育にあたってもらうというこ  
とで集まっていた教育委員会でありましたので、教育現場で何か問題が起きたときに対応  
するための教育委員会では元々なかったので、対応が遅れたというのは大変酷な話だと私は  
思います。

そこで新しい制度では、その委員会、総合教育会議に町長が認めれば有識者を入れて、そ  
の会議を開くというふうなことがなっているようでありました。今、この制度が元々迅速に  
そういう教育現場で問題が起きたときに対応するために、この制度ができてきているわけ  
でありますので、迅速に対応するには有識者というものを予め、問題ができてから、誰を集め  
るかなというふうなことでやっていたのでは遅いのではないかなと私は思います。

全部の問題、いろんな問題にすべて、この問題はこれ、あの問題はこれというふうなこ  
とはできないにしても、今すぐ考えられますいじめだとか、体罰問題みたいなその辺の問題が  
起きたとき、大体こういう問題はこの人がいいみたいな、予め準備というか、洗い出しとい  
いますか、考えとくというのが迅速な対応をとるには必要かなと思いますが、町長の考えを  
伺います。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野議員が、今回の新しい教育委員会制度の改正においての本町の  
行政委員会と町の関係というような点での、心配されることでのいろいろなご意見でありま  
すが、今回の教育委員会制度の抜本的な改正というか改正の背景となっているのは、やはり  
都市部の市レベルの教育委員会と町村の教育委員会の今までの経過からすれば、かなり違っ  
たものがあるのではないかと感じたところでもありますし、特に滋賀県の大津市のいじめ、

あるいは全国でもいじめ等における対応が、教育委員会内部でもいろいろな意見が分かれたりして、教育委員長の権限が優先するのか、教育長の現場のそういう立場というものを尊重するのかといった部分の、いろんな課題がなかなか解決ができないというようなことで、首長がその行政のすべての責任という部分においては、当然、役割というものがあるわけでありまして、今回の地方教育行政法というものの施行に繋がったのではないかと思うところでもあります。

このような中において、本町においては先程も申し上げましたように、町の総合計画と教育委員会での教育基本目標に関しては、本当に密接な関係で、町の行政と教育委員会行政、教育現場、あるいは社会教育、生涯学習というような総合的な分野からすると、非常にこれは関連性があったわけでありまして、そういった点については、全国的な非行、あるいはいじめ等における様々な課題解決という部分については、行政がまったく関与してなかったということではないというふうに認識をいたしておりますので、今後とも、本町においては、まずは今の行政委員会と町というような部分については、やはり三川の教育というものは、まさに人づくりなのだということをお互いがそういう共通な認識を持って進めていくことが重要なことではないかと思っております。

首長が教育長を指名、あるいは罷免というようなことができるとはいえ、山形県内の町村においても、本当に都市部と町村部というのは違うよなど。山形県内ではそのような課題ということを議論をしなければならないというような市町村はないのではないかとというようなくらいまで、今回の改正についてはお互いが理解を示しているというような山形県の教育行政ではないのかなと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 私も、今の三川の教育委員会がおかしいとは思いませんが、やはり今回の改正案の一番の目的は迅速な対応ということでありまして、その辺の対応の準備もやはりしておくべきかなと思ひまして、私の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、6番 町野昌弘議員の質問を終わります。

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

1. 公共施設の耐震・長寿命化改修計画について

1. 11の施設等の改修、改築が平成33年度まで計画され、すでに実施されていますが計画策定期間より、建築資材等の高騰により工事費が膨らみ、今後も資機材単価の上昇が予想されます。今後の改修計画への影響をどう捉えているか。

2. 建設資材等の高騰により今後も工事費が膨らむことが予想されますので、改築予定の施設を県産木材等を使用し、補助金制度等を活用すべきと思うが、その考えは。



2. 地域、活性化対策について
1. 第3次総合計画で、やさしさあふれるまちづくりを掲げ子育て支援を行っていますが、経済的支援だけではなく、子育てに携わった人達に、節目で感謝の気持ちを文書等で表すべきでは、その考えは。
  2. 人口減少は、地域のあり方や活力を失います。その対策の考えは。

第4回議会定例会において、通告に従い質問いたします。

はじめに、公共施設の耐震・長寿命化改修計画についてであります。

町では、11の公共施設等の改修、改築が平成33年度まで計画され、既に実施されていますが、計画策定期間より、建築資材等の高騰により工事費が膨らみ、今後も資機材単価の上昇が予想されます。今後の改修計画への影響をどう捉えているか伺います。

建設資材等の高騰により、今後も工事費が膨らむことが予想されますので、改築予定施設を県産木材等を使用し、補助金制度を活用すべきと思いますが、その考えを伺います。

次に、地域、活性化対策についてであります。

第3次総合計画で、「やさしさあふれるまちづくり」を掲げ、子育て支援を行っていますが、経済的支援だけではなく、子育てに携わっている人たちに、節目・節目で感謝の気持ちを文書等で表わすべきではと思いますが、その考えを伺います。

人口減少は、地域のあり方や活力を失います。その対策の考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

はじめに、公共施設の耐震・長寿命化改修計画について、質問事項2件、関連がありますので一括してお答えいたします。本町では、ご質問にありましたように、公共施設としての行政需要や用途、施設設備の老朽化等を勘案し、耐震化・長寿命化、あるいは改築等実施すべき11の施設について、中期財政計画との整合性を図りながら計画を策定したところがあります。その取り組みといたしましては、平成24年度の農村環境改善センターの改修に始まり、横山小学校、町民体育館、役場庁舎、消防三川分署について、現在、計画的に進めているところであります。

ご質問の資材単価上昇の改修計画への影響についてであります。一定程度の影響はあるものと考えておりますが、総合計画事業、及び中期財政計画に計画しております改修等につきましては、現段階において実施可能と考えているところであります。しかしながら、その財源につきましては、国及び県の補助制度の積極的な活用による財政負担の軽減に努めることが大切なことと考えており、さらに、県産木材等の使用による補助金等の活用については、改修計画の対象となっている建物の状況及び用途等から、現時点では困難と考えているところであります。

次に地域活性化対策に関するご質問にお答えいたします。

まず本町の子育て支援につきましては、出産祝い金事業による祝い金の支給をはじめ、保育園保育料の減免措置や幼稚園保育料の無料化、さらには子育て支援医療給付事業による中学生まで医療費の完全無料化など独自の特色ある支援策を実施しているところでもあります。また、保健事業をはじめ、幼保一体となった教育、「わんぱく広場」など、親子のふれあい・学び・交流を図る様々な事業を展開するなど、健やかに生み育てる環境づくり、子育て家庭を支援する仕組みづくり、子どもに安全・安心のまちづくりに努めているところでもあります。

『子育てに携わった人達への節目での感謝の気持ちを文書等で表わしては？』とのご提言ではありますが、行政が画一的に文書等により謝意を伝えるよりも、現在も行われているところですが、子どもが直接感謝の意を保護者に伝えることの方が尊く大切なことではないかと考えるところでもあります。なお、今後におきましても、三川町子ども・子育て会議において、子育て施策・事業への改善要望、子育てしやすい環境づくりのためのご提言など、幅広い視点からのご意見をもとに計画策定を行い、安心して子育てできる環境整備に努めてまいる考えであります。

次に、人口減少による地域活性化の対策についてのご質問にお答えいたします。

人口減少による地域の活力低下については、平成23年度からスタートいたしました第3次三川町総合計画においても、現況の重要課題として捉えているところであり、総合的な施策展開が必要であるとの認識に立ち、課題解決のための行政が進めるべき分野について基本目標を定め、現在、各施策展開を図っているところでもあります。

先般、山形県社会的移動人口調査が発表されておりますが、これによりますと人口増加の東根市を除く県下34市町村が減少しており、本町は減少率の低い順に山形市、天童市に続いて第3位に位置しているところでもあります。この調査からみましても、これまでの施策展開によって人口の減少率をある程度抑制できたものと捉えているところでもあります。

今後、行政が行うべき子育てや教育、雇用、福祉、住宅施策などの人口減少を抑制するための施策を展開していくとともに、地域の課題解決に向けて協働の視点に立ったまちづくりもあわせて推進してまいる考えであります。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） はじめに公共施設の改修計画であります。

中期財政計画では、実施が可能という答弁でありましたが、ただ、先の6月定例会でも我々議決はしたわけでありましたが、横山小学校の校舎の屋根と外壁等の改修工事でも5,900万円、大雑把ですが、予定が8,640万円、もっともこれは追加で防犯カメラ等の設置もあつて膨らんだわけですが、ただ、工事費が膨らんだという要因は確かであります。

そして町民体育館、今、耐震工事やっていますが、すべて大雑把ですが、これも8,900万円の予定でありましたが、9,720万円というようなかかっている状況であります。

今の現状では、建設資材の単価、そして、これからますます東京オリンピックも控え、高騰が予想されます。その中で本当にこの計画、基金等も作らないでやるわけですが、この予定が、実施が可能なのか、もう一度伺います。その手法として歳出の抑制策も答弁ではあり

ましたが、その辺もう一度お願いします。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 質問にありましたとおり、近年、特に人件費等の高騰によりまして、建設単価、工事費単価の費用が高騰しているというのは承知しているところでございますが、本町で行っております公共施設の耐震長寿命化計画、先程、町長の答弁にもありましたとおり、総合計画の3ヵ年に計上したもので、それから中期財政計画に載せているもの、これにつきましては財源がある程度確保できているということで実現可能と考えているところでございます。

また、教育関係施設につきましては、教育関係の基金、これを設置してありまして、これを充当する考えでございますし、また、場合によっては財政調整基金を充てるということも当然あり得ることでございます。その取り組む年の状況におきまして、必要な財源は確保してまいるところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 木材での建設は規定等で困難な状況という答弁ありましたが、森林・林業再生基盤づくり交付金では、木材で公共施設を作れば国から1/2の交付金が適用となります。そして床面積、1,000㎡以下なら、いろんな防火対策等は行わなくても裸木材、つまり普通の木材で建設が可能となっております。

当町で予定しておりますところは改築は1,000㎡以下が多く、教育関係もそうですが、消防の庁舎なんかも当然1,000㎡以下でするので可能だと私は思っておりますが、どうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 本町で予定しております耐震長寿命化計画に則る公共施設につきましては、すべてが非木造の建物でございます。そういったことから建設躯体に木造という考え方は本町の場合、馴染まないものと考えております。

また、消防分署につきましては、建て替えということで一からの建設になるわけでございますが、昨年、概要設計を行いまして、鉄筋コンクリートづくりということで基本方針を定めております。その基本方針をもとに、今年度は実施設計を発注しているところでございますので、今の時点で方向を変え、木造づくりに変えるということは困難なものと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今、分署等がありましたが、いろんな市町村でも問題等となっておりますが、やはり工事費が膨らめば膨らんだなりの対応も必要かと私は思います。公共建設物等における木材の使用の促進に関する法律が、平成22年度で木材利用促進法というものができました。それによりまして、低い建物と公共建物については、原則、すべて木造化することを目標としていると。それに伴い、この利用促進法は、義務法ではありませんが、山形県でも公共物等における木材の利用促進に関する基本方針と率先行動計画、そして木材活用指針を策定しております。

それによりますと、山形県建築工事県産木材利活用指針では、平成29年度以降を目標として高さ13m以下、かつ、軒が9m以下で、床面積が3,000㎡以下であれば、建物は原則すべて木造化として、県産木造比率を90%以上を目標とすると定めております。これらの指針に対する対応の考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 木材を使用した場合に、そういった、補助制度があるというのはご質問のご発言の中で分かりましたが、本町における公共施設の耐震長寿命化計画の改修には馴染まないものと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 改修には馴染まないということありましたが、知っているとおり、山形県では南陽市の建物、そして鶴岡市でも交流センター等を木材で建設しております。これらを参考にするならば、利用可能ではないでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 議員のご質問の前提が、今計画しております公共施設の11の施設の耐震長寿命化という前提でございまして、これらにつきましては、繰り返しになりますが、すべて非木造でございます。

また、内装等に、例えば多くの木材を使用した場合、建設費用が逆に嵩むのではないかとこの心配もありますし、さらに、先程、消防の三川分署のお話もありましたが、来年度には建設に着手する、こういう時期にきて、今の段階で方針転換というのは考えられないこととございますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私は、建設資材等が高騰して、財政計画に及ぼす影響等も大きくなるだろうということで、今、勇気をもってということで、交付金あるものを利用して町民負担を少なくするべきではないかということで提言してるわけですが、今、総務課長が言ったとおり、コンクリートの中に木材多く使っても交付金対象になります。そういうことも活用できるのではないかと思います。もう一度お願いします。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） まず、財政負担の軽減という趣旨での質問と承らせていただきますが、現在、改修を計画しております施設の改修の費用、その財源につきまして、地方債メニューで緊急防災・減災事業とか、学校教育施設等整備事業債とか、そういった交付税での手立てもある有利な起債等を使っているところでございますので、また、これらの財源による建設が可能ということで、私どもは判断しているところでございます。そういったことから、建設がまた遅れかねない方針転換等はする考えがないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 町の当初計画は分かりましたが、そのの時期に対応した運営も行政としては、私は必要ではないかと思われま。

参考までに、裸木材等使えばコスト削減、あるいは木材は価格が安定しておりますし、木

材、建築業の事業の量が増えますし、あと、今言ったとおり、いろんな支援制度を活用できます。そして、伐採から加工までという工程になりますと、県内における経済波及効果というメリットもありますので、今後、これらも活用を頭の中に入れての行政運営をすべきではないかと思えます。

続きまして、子育てであります。

子どもは、昔は乳幼児の死亡率が高くて、七つ前までは神様の子と言われた時期があります。私の解釈では、それで七つ祝いがあったのではないかと思われまます。今、その子どもたちを育てる環境が大変厳しくなっております。

そんな中で、女性は働きながら子育てをするという状況であります。国等も働きながら子育てしている女性を支援しようと一生懸命頑張ってはいますが、なかなか効果が出ていないということでもありますので、私は、その子育てに携わっている人たち、例えばその母親も子どもをみてくれる方々がいるから勤めにも行けて子育てができる、子育て環境が整っているわけです。それに携わっている人たちに節目・節目でありがとうということの感謝の気持ちを、我々行政側もこの少子化の時代、表わすべきではないかと思えますので、その考え、もう一度お願いします。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員のこの質問という部分については、本町においてやはり三世代同居、それが全国的にも高い、山形県もそうでありまますし、本町も三世代同居ということが、今のこの子育てに対しての大きな力があつたなということは、私も同様に考えているところであります。

今の保護者の状況等も、志田議員がおっしゃるとおり、やはり両親がそれぞれ仕事を持ちながら子育てをするというようなことでは、やはり家庭、それから地域、学校、そういうような関わりというものは、当然、親として一生懸命やっていただいているわけではありますが、さらには、やはり、その家族の協力というものが、これは欠かせないものであると思っているところであります。

こうした中において、先程も答弁申し上げましたように、それぞれの家庭環境、あるいは子どもの成長段階において、行政がそれぞれの子育てに携わる方々に対しての今までのその感謝の気持ちというのは、本当に画一的なものしかできない。それぞれの環境、あるいは状況に応じた謝意というものは、やはり行政が行うよりはそれぞれの家庭、あるいは地域というものが、一つのこの子育ての応援、あるいは地域力・家庭力というものに繋がるというようなことで、やはり、志田徳久議員の多くの子育てに携わる方々への謝意というものは、私も同感ではありますが、行政がそこまでしなければならぬのかなというような思いもあるところであります。

そういった面においては、これからも町は教育、子育てというような施策を充実することによって、これからの子育てに対する、多くの方々に対する、その感謝の意を表わすということが重要なのではないかというふうに考えているところであります。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 子育てには国もいろいろ予算をつけてばらまきではないかと言われるほど、一生懸命やっている中で、なかなか特効薬が見つからないという状況であります。やはり、こういう経済的支援だけでなく、三川町は経済的支援は先行して進めると認識はしておりますが、やはりその中で、こういうイベントとかお金だけでなく、やはり今度は気持ちで表わす、そういう状況の中で、やはり特効薬、見つからない中では、そういうものも効果を現わすのではないかと。

そして、今言われた、地域力ではありますが、地域力が下がっているという現実でもありますので、その考え、もう一度、あったら、簡単をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） ただいまの町長の答弁と重なるかと思いますが、志田議員がおっしゃる節目での謝意を表わす、節目が、私もちょっと理解しにくい部分があります。

ただ、町長の答弁にもありまして、現行も行われているという部分につきましては、例えば小学校であれば二分の一成人式であるとか、小学校・中学校の卒業式のときに、子どもたちが親に感謝の手紙を出すとか、そういったこともやられているわけでございます。

先程の町長の答弁にありましたように、行政が事務的に作成した文書、これを差し上げたとしまして、受け取った側が本当に嬉しく感じるかという部分につきましては、私も疑問が残るところでございます。

やはり現在、保育園、幼稚園、小中学校において、先程申し上げましたような形で、子どもが保護者に対して感謝の気持ちを伝えているという特色ある取り組みもやられているわけでございますので、町が代表して感謝の意を伝えるよりもはるかに大きな喜びを感じているのではないかと、そのように思います。そのようなことから、私としては現時点ではこのような取り組みは必要ないのではないかと感じております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 子育てには地域力という答弁もありました。地域力を支える人口減少が、今出ているわけであります。これによって、いろんな組織も弱体化、あるいは競技人口も減少しております。それが行政に与える影響が大きいと思います。

例えば高齢者のやっている競技でも競技人口が不足しているという状況で、その中で、町でいろんなものを計画しておりますが、その利用者の減少、あるいは維持管理を委託するということが困難に、私はなってくると思います。すべて行政計画に与える影響も大きいと思われませんが、そして文化の継承も大変と思われませんが、その考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご質問にご答弁申し上げます。

人口減少に関する影響におきましては、伝統行事や地域文化の継承、地域コミュニティの弱体化といった部分では、非常に懸念されるところでございます。このため、行政としては、先程、町長から答弁していただきましたが、行政として実施できる施策、住宅開発や住宅整備に係る支援、子育て支援、さらには教育、福祉など、人口減少を抑制するための施策を展開しているところでございます。

また、地域課題解決に向けた取り組みとしましては、先程申し上げました伝統行事、地域文化の継承に協働事業提案制度の支援を行いながら実施してきたところでございます。

先に、各町の町内会長が視察に見えられましたが、その際、本町の町内会長の方からは、人と人の顔が見えるコミュニティが大切である旨、力説されておりました。

人口が減少、増加、それぞれ、本町の中で各町内会、課題がございますが、やはり先程の顔が見えるコミュニティづくりが大切であるということで痛感したところでございます。

今後も、行政としては、地域の課題解決に向けて協働事業提案制度や職員派遣制度を利用しながら、ともに支援をしてまいりたいと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 7時01分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 7時15分)

○議 長（成田光雄議員） 次に、8番 梅津 博議員、登壇願います。8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員）

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1. ふるさと応援寄附金制度の活用策について | 1. ふるさと応援寄附金制度を町の特産品開発につなげるべきと考えるが、当局の所見を伺う。  |
|                        | 2. 寄附金の活用について、例えば今後の最重要課題に対し、重点的に活用する等、具体的な活用策を明示し、寄附された方々に活用内容を納得していただく事が必要と考える。当局の今後の方針を伺う。 |
| 2. 今後のまちづくりについて        | 1. 人口減少社会の中で、地方の市町村の消滅が危惧されている。<br>三川町が「選択される地域」になるために今後どのような対策を取るのか。当局の見解を伺う。                |

平成26年度第4回議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

最初に、ふるさと応援寄附金制度の活用策について伺います。

ふるさと応援寄附金制度を町の特産品開発につなげるべきと考えますが、当局の所見を伺います。

また、寄附金の活用について、例えば今後の最重要課題に対し重点的に活用するなど、具体的な活用策を明示し、寄附された方々に活用内容を納得していただくことが必要と考えます。当局の今後の方針を伺います。

次に、今後のまちづくりについて伺います。

人口減少社会の中で、地方の市町村の消滅が危惧されています。三川町が選択される地域になるために、今後、どのような対策を取るのか、当局の見解を伺います。以上、1回目の

質問といたします。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

はじめに、ふるさと応援寄附金制度の活用策についてであります。平成20年度の制度創設以来、ふるさと応援寄附金の寄附者は、三川町出身者を中心に毎年度継続して寄附していただいている方々が多数でありました。

しかしながら、今年度、ふるさと応援寄附金で本町を全国にPRする絶好の機会であるとの認識に立ち、インターネットのポータルサイトによるPRを実施し、町の産業振興や観光振興、特産品の販売促進などに結び付けながら事業展開した結果、寄附金の増加等大きな反響を得ているところであります。

来年度以降についても、産業振興部門等と十分連携を図りながら、特産品の販売促進をはじめ産業振興に結び付けた事業展開を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、ふるさと応援寄附金の活用策の明示についてであります。ふるさと応援寄附金の申し込み時において、寄附者からは寄附金の利用用途を特定していただいておりますので、その結果について来年度から何らかの方法により公表する方向で検討しているところであります。

次に、第2点目の、今後のまちづくりに係る対策についてであります。総務省の調査によれば、本町では転出者より転入者が多く、全国と同規模自治体の中ではその増加率が全国15位にランクされている状況にあるようであります。しかしながら、転入による人口増加はあるものの、それを上回る出生・死亡などの自然動態の減少幅は大きく、歯止めがかからない状況となっているところであります。

人口減少への対応は、就業機会の拡大や魅力ある住宅団地の整備、若年層の定住促進、さらには、子どもを産み育てやすい環境を充実させるなど総合的な施策展開が必要であることは言うまでもないことではあります。本町が現在取り組んでおります第3次三川町総合計画のもとに各種施策を着実に展開していくことが極めて重要であると考えております。以上、答弁といたします。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 最初に、ふるさと応援寄附金制度の活用策について再質問いたします。

答弁にもありましたが、昨年までの内容と26年度はがらりと変わりまして、インターネットを使った町のPR、あるいは特産品のPRというふうなことでやってきたわけでございます。

午前中も申し上げましたが、昨年実績の77万5,000円、年間通しての結果ですが、そういった77万5,000円に対し、先程の補正予算では1億4,000万円以上の寄附金を見込んでるという、非常に大きな成果が出てると思います。

ただ、ここで確認しておきたいのは、先程、答弁の中にもありましたが、三川町の特産品、これをどのように捉えていくのか、あるいはどう開発、拡充していくのか、この点でござい



ます。

今までの募集に際して、パンフレットもあるわけですが、現時点では特産品メニューということで六つの品目を設定している。ただ、6種類の特産品メニューの中身を見ますと、1つは米、それからメロン、枝豆、3品目のみの内容になっております。

ただ、その3品目によって、今まで5,000件以上、あるいは6,500万円以上の申し込みがあったというのは、ある意味驚くべきことかなと思います。今後、秋から冬にかけて、26年度分の話になりますが、新たなメニューの拡充、あるいは開発といいますか、そういったものをどのように考えてるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。

現在、ふるさと応援寄附金につきましては、昨年まで最高額77万5,000円の25年度決算見込みでございますが、これに対しまして、今回の補正によりまして、1億4,500万円ほどの補正をさせていただいたところでございます。

実際、これほどの大きな反響があるということにつきましても、担当として予測をしかねてございます。特に寄附金というような性格から、寄附がいただけるものかどうかというような心配もございました。

しかしながら、その返礼の商品について、自分で選定をしていただく方式に変えさせていただいたり、また、ある程度、寄附金に対しまして、お返しとしまして、お返しの額の還元率を上げさせていただいたり、また、何回でも申し込めるような申し込み方法だったりというようなことで、いろいろ知恵を出しながら対応をしていたところ、大きな反響になったところでございます。

そうした意味におきましては、品物としまして3種類の品物しか提示をしていないところでありますが、今後のメニューについては、具体的には、今現在、当面の間はこの形でいきたいなと考えております。

しかしながら、当然申し込みをいただく側につきましても、新たな材料、そういったものも当然必要になってきている状況かというふうにも認識しております。そうした意味から、町の特産品として全国にPRできる品物、これらを十分、先程、町長の方からご答弁申し上げましたとおり、産業振興関係と十分打ち合わせをしながら検討してまいりたいなと考えております。

他の市町村の状況でも、全国的には多いところで数十種類、50件以上の種類を設けまして、その中から選ぶというような部分もございますが、本町のように3種類でこれだけの申し込みがあるという部分というのは、非常に担当としてもびっくりしているところでございまして、今後も、さらにこの申し込みが増えるような形で検討をさせていただきたいというふう考えております。

また、来年度に向けましても、当然、今のメニューのみではなくて、新たな品目等も入れながら、寄附者から選んでいただけるような、また、三川町を知っていただくような手立てを、今後も続けてまいりたいなと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 今回の取り組みの初年度目ということで、いろいろご苦労された面も存じ上げておりますが、今後の特産品開発というものを産業振興課と連携して行いたいということでございました。

産業振興課の方で、この点に関してどのように受け止め、あるいは三川町の特産品、全国に発信できるような特産品をどう捉えて、あるいは新しい物の開発も含めた形でどのように開発に取り組むのか、伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいまの特産品の開発等に絡んだご質問でございましたが、現時点では、今のメロンとか枝豆の、それにとって代わるような、またそれに次ぐような品目というのは、私、現時点でも、数量的にもあるかどうかというのは、私もはっきり分からないところです。

しかしながら、こういったふるさと寄附金のせつかくの機会ですので、是非こちらでもそれに次ぐ品目ができるかどうか、これからのいろいろな対応が必要かと思いますが、そういったものも開発は必要なことではないかなという考えは持っております。

しかしながら、行政だけでこれができるかということになりますと、また別の問題ありますし、関係する農業関係機関の方とも、様々協議しながら、そういった品目を見つけるということも、開発していくということも必要かと思えますし、また、商工会との連携も事業的にみておりますので、さらにこういった事業を農業者と一緒に、新たな開発というものも含め、様々情報提供しながら進めていきたいと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 現時点では、すぐに他のメニューというものが難しいというふうな考えのようでもございました。今までの対応の中でも、例えばメロンなんかは今年非常に好評だったと伺っております。品切れになったということのようでもございますが、確かに全国からこういった5,000件以上の申し込みがあるということを目撃しない段階で、そのメニューの設定というものもあったかと思えますので、今回の経験を踏まえて、量の問題、それから品目に関しても、まだまだ三川には全国に誇れるものがいろいろあろうかと思えます。庄内柿にしろ、あるいは米に関してもいろいろなこだわりの米もございます。それから、花の関係も全国に誇れるシクラメン等もございます。そういったものも発掘していく、金額と自分で郵送しなければならないという、いろんな課題もあるのですが、そういったハードルを少しずつ越えていながら、三川の特産品の拡大を、このメニューの拡大を是非すべきと思えます。

次に、寄附金の活用についてであります。確かに寄附をしていただく際に、利用の使途、使い方について寄附していただいている方々の希望に沿った形で使うというふうな制度でございまして。現在、25年度の実績の中では、内容をみますと、町政全般に使っていただきたいという希望が一番多かったように思いますが、現在、5,000件余寄附されておりますが、そういった中での希望の内容については、どのようにまとめていらっしゃるでしょうか。伺いた

いと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。

申し込みの使途の区分につきましては、第3次三川町総合計画の基本理念でございます。一つには、一人ひとりが輝き、やさしさあふれるまちづくり。二つ目は、快適で美しく、やすらぎに満ちたまちづくり。三つ目としまして、人と産業が躍動し、豊かで潤うまちづくり。さらには、特に希望をしない。町政全般についてという、この四つの項目について、希望を取りながら進めてございます。

残念ながら、今、昨日までの申込件数としては、5,058件でございますが、そこまでの集計をとっておりませんので、8月21日現在、4,270件でございますが、この中では希望の割合をとってございます。

一つ目の一人ひとりが輝き、やさしさあふれるまちづくり、具体的には、福祉、医療、教育等についてというような明示をいたしまして、1区分を特定していただいておりますが、割合としましては全体の35.3%の割合で申し込みをいただいております。

また二つ目として、快適で美しく、やすらぎに満ちたまちづくり、これについては、全体の8.1%を占めてございます。

また三つ目の人と産業が躍動し、豊かで潤うまちづくり、これにつきましては、全体の18.1%というような内容になってございます。

特に多いのは、町政全般についてという申し込みでございまして、38.5%というような内容になっているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 町政全般という希望と、あるいは最初の一人ひとりが輝き、やさしさあふれるまちづくり、福祉、医療、教育、こういったことに関心を寄せているということが、この数字で分かるわけでございますが、ふるさと応援寄附金の本来の目的は、やはりふるさととといいますか、地方、地域の活性化を応援するということだと思います。そういった意味においては、寄附される方々が、例えば町政全般といったときには、ある意味、町で一番やりたいところに使ってくださいという面もあるのではないかと思います。今回の補正予算の中でも、可決にはなりましたが、例えば道路整備とか、あるいはいろいろな建物の修繕とか、そういったものに使われるわけですし、それで例えばそういった内容を説明したときに、寄附された方々が納得するののかということだと思います。町政全般というからには、いろんなことがあるのが現実ではありますが、それよりはやはりこの三川町が一番力を入れたいものは、これなのだといったことを発信しながら寄附を募る。これが今後においては大事になるのではないかと私は思います。当然、返礼品の充実、拡大も含めて、この寄附金の使い道によって、共感を得た人が寄附をしていただく。そういった流れに、今後、私は移るべきではないかなと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 梅津議員が申されますとおり、ある程度、寄附者がこう

いった内容で自分の金が使われているのかという部分を納得していただけるような使途の明示をしていくべきではないのかなと考えます。

今現在も、ふるさと応援寄附金という名前ではございますが、地域によりましては、難病に対する支援の寄附を、このふるさと応援寄附金で募ったり、また、平成23年の東日本大震災の場合も、ふるさと応援寄附金が震災の方に多く流れた経過がございます。当然、今回も広島災害等で、大きくそういった復興に役立ててほしいというような内容の寄附がかなりあるのかなと考えます。そうした意味においては、寄附者がどういった形で自分のお金が使われたのか、その内容を知っていただいて、三川町を知っていただくということが非常に重要なのではないかというふうに考えております。そうした意味におきまして、来年度以降について、明示をさせていただきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 明示をしていく作業も非常に大変かと思いますが、是非そういった視点で、今後対応すべきだと思います。是非ふるさと応援寄附金が三川町の今後の活性化といえますか、発展に繋がるような施策、これを求めたいわけですが、そういった中で話が2問目に入っていきわけでございますが、先程の質問にも出ましたが、人口減少社会、これが非常に大きな問題になっております。日本創生会議から出ました2040年度の人口推計、これが一つの引き金になったわけでございますが、人口1万人未満の町村が消滅する可能性が非常に高いというふうな推測であります。これにはいろいろな問題もあろうかと思えます。現に、三川町が小さいながらも非常に頑張っている現状をみますと、そう簡単にはなりたくないという思いは非常に大きいわけでございますが、そういった中で、全国的にみると、過疎といわれた中国地方、特に島根県、鳥取県、あるいは四国地方において、若者が農村に移住する田園回帰というものが起きつつある。あるいは顕著になってきた。これは、要するに、東日本大震災をきっかけに、本来のといえますか、人生で本当に大事なものは何かといった価値観を問い直す人が増えてきたということだと思います。先程来、子育ての話も出ていますけど、子育てをするなら大都会よりも地方、田舎ということだと思いますし、そういった若者の定住、先程の答弁にもありましたが、若年層の定住策、こういったものをさらに今後強く打ち出すべきかなと私は思います。

町長に伺いたいわけですが、今後の施策、町の施策について、財政的な、国の財政のこともありますし、選択と集中という時代の中に今あるわけでございますが、先程の話のふるさと応援寄附金の活用策に関してもそうですが、今後のまちづくりの最重点策、これをさらなる他の自治体の追随を許さないような強力な施策にすべきかなと私は思います。町長の考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 人口減少問題については、国あるいは地方についても、これは大きな問題として、これからこの課題に対応していかなければならないというようなことは、今さら申し上げるまでもないと思えます。

日本創生会議における2040年には、その地方に働き盛り世代、そういった人口が減少す

る。しかも女性が少なくなるというようなことは、確かにその報告はされた。それは、私も認識しているところであります。

ただ、その受け止め方が、将来、2040年には人口が減少するところは、町が維持できないのだというような認識をしているところが多いというようなことであると思います。ただ、それは、やはり日本創生会議は、国に対して、このままでは地方が、人口がどんどん減少していくということで、国全体がこのままでいいのですかというようなことの警鐘を鳴らしているはずなのですが、なぜか地方はすべてマイナスイメージばかりで受け止めたというようなことがあったようであります。

私は、こういう中において、国が進めてきた、やはり国と地方の関係ということからしますと、今回、地方創生大臣なる方が就任をされたわけでありますので、これからが本当に地方創生のために国がどのような施策を展開するかということに関しましては、地方公共団体である市町村が、やはり現状に対して、国との関係において、人口の定住という部分も含めた形で進めていかなければならないというのは、これは全国の市町村、同じ認識だと、このように思うところであります。

このような中において、今、県内における市町村の現状からいたしますと、やはり人口減少の要因となるのは、自然動態、さらには転出増というような、この課題がなかなか歯止めがかからないというようなことで、年々その住民基本台帳等の人口が減少しているというような結果になっているというようなことだと思います。

ただ、それは、それぞれの地域によって、条件が、本町のような、ある意味においては、利便性の高い、そして若い世代の方々が三川町に住んでいても、この地域の中において、活動範囲が非常に広がっている。さらには、雇用の機会がここには保たれているということで、一定の歯止めはかかっていると思います。

こうした中で、今、全国の市町村が、ある面においてはやるだけのことはやったというような思いもある自治体もあるというふうに、私自身も受け止めておりますし、その中において、本町が今まで取り組んできた人口減少抑制、あるいは定住策については、今までの結果としては、おかげさまである程度の施策においてできたわけでありますので、ここまできたからには、さらにステップアップ、第3次三川町総合計画においても、中間年での検証も含めた形でのセカンドステージなるものに向けた施策の展開を図らなければならないと思っています。

幸いに、三川町に転入された方々の意識からすれば、非常に三川町の子育て支援、あるいは住環境、それから地域コミュニティ、この点については、まだまだ課題はあるわけであります。その部分については、既存の町内会のいろいろな理解のもとに、三川町に住んで、やはり住みたいと思っただけのような、その若い世代の方々の情報が、どんどん外に発信していただいているというようなことがあるわけであります。その面においては、やはり子育て世代の方々が子育てに対するいろいろな情報を共有しながら、悩みをお互いが話をしながら、子育てをさらに続けてもらえるような施策の充実も、そこには今も取り組んでいるわけでありますので、この次のステージに向けては、それぞれの教育、子育て、あるいは

福祉、いろいろな部分もあるのは当然であります。ただ、やはり若い世代の方々が、今、本当に正規雇用で働ける住民の方々の数からしても、まだまだ充実はしていないというようなことでの町としての産業振興策も併せて進めていきたいと思っているところであります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、8番 梅津 博議員の質問を終わります。

次に、3番 佐藤正治議員、登壇願います。3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員）

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. かわまちづくりについて      | 1. 良好なまち空間と水辺空間の形成を目的としているが、整備内容の方向性と具体策の考えは。当局の見解を伺います。  |
| 2. 本町全域の公園等のあり方について | 1. 町内には、4校の小・中学校があり、三川町公民館、旧学校、旧分校とそれぞれの空間があり、また町営の公園もあります。町内全域に人口等による均衡のとれた設置を望みます。当局の見解を伺います。 |

第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

はじめに、かわまちづくりについて。良好な町空間と水辺空間の形成を目的としているが、整備内容の方向性と具体策の考えは、当局の見解をお伺いします。

次に、本町全域の公園等のあり方について質問します。町内には、4校の小中学校があり、三川町体育館、グラウンド、公民館、旧学校、旧分校とそれぞれの空間があり、また、町営の公園もあります。町内全域に人口等による均衡のとれた設置を望みます。当局の見解をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

はじめに、かわまちづくりに関するご質問にお答えいたします。

本町におけるかわまちづくりにつきましては、憩いやふれあい、健康志向に配慮した公園や緑地の整備を求める声が多かったことから、「かわまちづくり計画検討委員会」を設置し、施設整備の内容と利活用のあり方など、具体的なハード整備やソフト施策について、半年間にわたり比較検討を行いながら、整備計画の策定に努めてきたところであります。

本事業の整備内容につきましては、既存の赤川河川緑地を拡張するとともに、“まち”に点在する観光資源や史跡等を“かわ”を介して繋ぎ、また、散策路等の整備による“にぎわい”のある親水空間を創出することにより、観光交流ネットワークの形成を図りながら、本町の観光振興と地域活性化に繋げることを基本としているところであります。

また、当該河川緑地につきましては、子どもが楽しく遊べる遊具やせせらぎ水路などの水辺空間の整備をはじめとして、季節感の感じられる散策路等の水辺景観の活用、さらには、いも煮会などのできる交流広場やスポーツ広場の整備など、健康増進やスポーツ・レクリエーション等の活動の拠点として、多面的な利活用が期待されることから、当該施設の事業

費、整備スケジュール及びエリア別の整備優先度など、事業化に向けた計画内容等について詳細な検討を行っているところであります。

今後、かわまちづくり事業の進展に伴い、本町が管理する河川緑地の面積は大幅に拡大され、当該施設に係る維持管理経費も増加することから、施設整備の内容と整備対象エリア等については、十分精査するとともに、有利な補助制度の積極的な活用などにより、事業促進に必要な財源の確保に努めながら、次年度からの事業実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、本町の公園整備のあり方に関するご質問についてご答弁申し上げます。

本町における公設の公園につきましては、現在、法律に基づく都市公園や緑地公園、さらには、農村総合整備モデル事業により整備された農村公園など13カ所あり、これらの公園は、健康・レクリエーション活動や地域コミュニティ活動、さらには、災害時の避難場所としての機能を有し、地域に密着したスペースとなっていることから、農村公園を除いては、設置されている地元町内会に当該施設の日常管理について、お願いしているところであります。

町内全域を対象とする基幹的な公園整備についてであります。現在本町では、「かわまちづくり支援制度」を活用して、青山地内にある既存の赤川河川緑地の拡張により、親水空間を併せ持つ魅力的な河川公園の整備を計画しているところであり、当面、当該河川緑地の整備を重点的に進めてまいりたいと考えております。

また、地域に身近な公園や緑地等につきましては、これまでも町内会が事業主体として整備を展開してきたところであり、まずは、当該公園に係る用地を町内会で準備いただきながら、町内会にお住まいの方が主として利用する公園や緑地等における遊具などの施設整備については、今後ともコミュニティ助成事業等を活用し、支援してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 今、答弁をもらいましたが、維持管理はどう考えていくのか。具体的に当局の考えをお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 維持管理の方法等についてでございますが、維持管理の方法については、まだ確定はいたしておりませんが、現在は芝の管理、それから植栽の管理の方について、専門の造園業者等に委託しているところでございます。今後、整備面積、芝、それから植栽等、そういった施設等の規模が決まりましたら、できることであれば、なるべく地域の方を活用しながらということで、いろいろな方法をこれから検討してまいりたいということで、維持管理手法についても、今後いろいろな活用を考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 今の答弁は分かりますが、自分が少し考えていることを述べさせていただきます。

地元の負担のないようなものがあれば、そのようなものに取り組んでほしいと思います。また、ないとすれば、長期にわたって執り行うものでありますので、できる限り、負担の少ないものを選ぶべきではないかと思えます。ここで当局の考えを少し聞かせてください。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 地元負担ということでしたが、公設の公園ということで、現在、かわまちづくりの部分を考えているところでございますが、この維持管理について、例えば地元負担を伴うような、そういった管理は、現在は考えていないところでございます。地元の方の雇用も踏まえながら、例えば機械を町の方で購入して、ある団体の方に維持管理をお願いできないか、いろいろな地元の雇用等も踏まえながら、経費的に有利な維持管理手法を考えていきたいということ考えているところでございますので、地元、例えば町内会の方に、その部分、負担の伴うようなかわまちづくりの公園というのは、現在は考えていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） それでは、今の答えによると、維持管理の対応は業者に委託というものが主流になるということのようですが、それは大変お金はかかるのですが、地元の利用する人にとっては、今後そういう形で進んでもらいたいものだと思います。

ちなみに、このような例があることを少しお話させていただきます。

戸数180戸の町内会では、こうなっていますということで、町での事業の美化運動があります。それは、平成26年の参加が180戸の内、102名、25年は114名、24年は106名と、ほぼ毎年同じぐらいの皆さんが活動してくれます。ところが、大山川等の美化で草刈り機の活動となりますと、26年は35台、25年は38台、24年は47台、23年は52台と、草刈り機等は4年で1/3等に減るのが現実であります。

また、町内会の水路清掃とか、毎年、年2回やっているものは約120名の参加がございました。これは、とりわけ道具を使わないで、手、もしくはスコップ等の軽作業のものは、数多くの参加がみられますが、トラクター、もしくは草刈り機、小型の除雪機等で、好意にボランティアで行ってくれる人は、なかなか作業する方も、してもらう方も、体と心でお世話になっているという負担が多くなって、なかなか揉め事が起きることがあります。また、そこの中では、上手に仲良く対応している方もおります。人間の心は、千差万別であり、昨今は特に大変さを感じるころであります。このようなことから、なるべく地元の負担は難しいので、業者等の対応をお願いするものであります。

また、町内会住民に話すと、このような話題になっております。赤川は一部の整備より、上流の助川より下流の成田新田までの管理の充実を望んでおりますとの声が数多くあります。これは、少し質問とは違うかもしれませんが、関係機関への強力な訴えを望むところであり、当局の考えがございましたら、お聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 河川の除草作業、これは県管理河川の除草作業の関係かと思いますが、そういった部分につきましては、やはり刈り払い機等の関係、それから農業者



の減少等もありまして、なかなか協力も難しいという部分はお聞きしているところでございます。これについては、あくまでも協力要請ということでございますので、県の委託を受けながら、町内会に謝礼もお支払しながら、協力を依頼しているところでございますので、できる範囲で、機械の例えば持ち出しの可能な部分、そういった部分でお願いしているところでございますので、それを無理にというふうにしているものではございませんので、あくまでも協力のできる範囲でということ、お願いをしたいというふうにご考えているところでございます。

それから、側溝の清掃作業、除雪、いろいろな部分、お話がありましたが、赤川の助川とか、成田新田の、そういった河川の維持管理、これは草刈り含めた環境整備という意味だと思いますが、現在、赤川の中流部、河道掘削ということで、一番下流側の成田の方から、順次上流側に向かって、現在、田田大橋、それから横山、助川工区の方まで現在進んでおります。そういった部分について、施設の整備の方は、河道掘削の方で水位の低下も、河川の増水の際の軽減も図られておりますので、引き続きそういった河道掘削については、国の方にお願いをするところでございますし、草刈り等、そういったものの河川の環境の維持についても、現在も国交省の方で、定期的に行っていただいております。引き続き、そういった部分の、これからかわまちづくりで、本町の田田大橋の方から下流側の方に向かって、国の方でも、工事用道路等の整備もしていただけると聞いておりますので、施設の整備、国の方から行っていただけるものについては、引き続き、かわまちづくりの方で、依頼をしていきたいと、搬路等、国ができる部分がございまして、そういった部分についても、本町で考えているかわまちづくりの国からの支援はできるだけ要請していきたいと考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） 次に、本町全域の公園のあり方について、少し質問します。

東郷小学校の前校は廣文の会として、猪子地内の齋藤家に始まり、公民館へ移り、後、地の利等の関係で、現在の場所近くに移ったのであります。また、昭和40年代に町内会では、河川敷にグラウンドを作っておりますが、町内会役員、町内会全員の力で維持管理を努めてまいりましたが、時とともに、負担の大きさに管理が難しくなり放置されました。その後、河川改修で約1/3の土地が失われて、現在は荒れたままです。このような点から努力はしたのですが、人口等に合わせた公園、きちんとした公園等が望まれております。このことについて、当局の見解をお伺いします。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 猪子の近くの赤川の左岸の方の河川に前あった公園といえますか、地元で管理していた公園ということのお話でしたが、たぶんこれは国の方から地元で占用の許可を受けながら管理してきたものだと思いますが、やはり国の管理する河川区域内の占用については、適正な管理をされないと、国の方もそのまま引き続き占用の許可というのは難しいという部分もございまして、やはり、そういった国なり、公の土地を占用して公園として使っていく場合には、当然、適切な維持管理が求められていくところでございますし、地

元でその公園を引き続き使っていきたいということであれば、適正な草刈りとか、そういった部分をしていかないと、国からの許可は難しいかなというふうに思っているところであります。

さらには、猪子については、町内会が所有する公園、小公園等も猪子の中心部の方にございますが、その管理についてもやはり適切にしていかないと、なかなか草とか、そういった部分が繁茂すると利用の部分も支障が出るということで、そういった適切な管理は公の公園であっても、町内会で管理している公園によっても、同じように必要になると思いますので、町の方では、現在、公の公園については、先程、町長の答弁にありましたとおり、かわまちづくりによる公設の公園を整備を進めていきたいと考えておりますし、地元の方で、これから公園の整備を図りたいということであれば、先程の話にありました土地の方は、たぶん地元の方で準備しているとすれば、その遊具的な施設整備については、コミュニティ助成とか、そういった部分で整備は図られるのではないかと考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 自分の説明が悪かったようで、河川敷に前設けていた町内会で管理して作っていた土地は、河川敷であります。猪子町内会の土地であります。しかしながら、先程言いましたとおり、長年、役員の方が、特に、最初は荒れた土地をトラクターで起こし、それから重いローラーを引っ張りとか、町内の全員で草刈り等、年2回ぐらい行った結果があります。また、猪子だけの運動会とか、様々にその当時は人数的にも、いっぱいやるんだという意気込みのある方がいたときは、できたのであります。今現在、そのような考えの方がなかなか出てこなく、また前例で容易でなかった、続かなかったというもとがあるものですから、まず、中小の小さい空き地は猪子にもあるのです。けれども、今の人口、様々なボリュームに対しての、きちんとした町管理の町営の公園等も設置しても、バランス的に何ら差し支えないとは考えますが、その辺はどうですか。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 大変失礼しました。先程の河川敷の部分の公園については、地元の町内会の所有ということで、そういうことであるとすれば、町内会所有であれば、高さ的なものとか、いろいろな河川の中ですので、制約は受けるとは思いますが、例えば遊具的な整備的とか、そういった部分についてはコミュニティ助成の中で、河川敷の中ができないのか、その辺は不明ではありますが、そういった制度を活用しながら、土の、例えば整備、それから遊具の整備というふうな部分は可能ではないかと思うわけですし、そういった部分を活用するというので、地元の方で、公園を整備できるのではないかと判断しているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 自分の気持ちが伝わらなくて、不甲斐ではあります。河川敷の、今荒れている土地は、もう猪子町内会では、調整する気持ちはゼロです。だから、確かに前回も質問して、町長の答えで、遠くに行けば、庄内空港の公園等々、いろいろ大きい施設は

あります。しかし、地元には、子どもたち、また年配の方、近くにきちんとした、今は新しい住宅団地もできております。それらに対して、きちんとした町営でグラウンドを設置というものは、考えていただけないものでしょうか。もう一度お聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 町内会の近くの公園の整備ということで、河川敷のその部分は考えていないというふうなお話でしたが、本町においても、先程の町長の答弁にもありましたが、公の部分については、まずは河川の公園を現在はそれに向けて進めたい。やはり同時に、あれもこれもというふうな整備は難しいわけですし、当然、財政的な部分も伴いますので、公設の公園については、現在は、かわまちづくりでの公園の整備を考えているところです。地元の方に、なるべく近いところの公園ということでございますが、そういった部分については、町内会の方に、そういった土地等が幸いにあるということであれば、他の町内会でも、例えば横山であれば、ニュータウンのところに地元の方で、遊具を整備して、コミュニティ助成を受けながら、整備している事例もございますし、他の町内会もそういった制度を活用しながら町内会の公園を充実しながら、子どもたちのいろいろな遊びを支援しているところがございますので、是非そういった制度を活用して、公園を整備していただければと思っているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 今のお話は分かります。しかし、地域の中で、均衡のとれたというのを一応出しておりますが、川の河川敷の今の課長の答弁もありましたが、当地域からでは相当に遠いわけです。そうすると、若年層とか老人たちとか、そういう人たちも容易に使える、また、ボリューム的にもう少しきちんとしたものを設置を望む声が非常にあります。その辺は、もう少し考えてもらえないものでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 同じような繰り返しになるかとは思いますが、地元の方で河川敷の方に、たぶん、猪子の中心部的な位置にある場所だと思います。そこに、コミュニティ助成等、そういった部分で整備すれば、大変大きさもそれなりの規模がございます。遊具の部分、整備、それから起伏とか、ある程度の高さの制約は受けるかもしれませんが、そういった部分は当然可能だと思います。そういった部分を活用しながら、他の町内会でも行っているような公園の整備を図っていくという部分ができるかと思っておりますので、是非そういった制度の活用をお願いしたいと思うところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で、3番 佐藤正治議員の質問を終わります。

次に、5番 田中 晃議員、登壇願います。5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員）

1. 総務行政について

1. 正職員を増やして、町民が主人公の親切的な役所づくりについて所見を伺います。

2. 町民の安心安全の確保 1. 町民の命を守るAED（自動体外式除細動器）の普及拡充について について所見を伺います。

私は、平成26年第4回定例会、2014年9月議会にあたりまして、通告に従い一般質問をいたします。

第1番目は、町民サービスの向上に繋がる正職員の増加についてでございます。

その前に、まずはじめに、三川町は、2012年まで、県内35市町村におけるラスパイレース指数は、34番目の100.7でした。その後、2012年4月から、国家公務員において、国の財政状況及び東日本大震災に対処する必要性を理由に、2年間にわたり、平均7.8%の賃金削減が行われました。それに伴い、政府は、地方公務員についても、同様に削減を求め、応じない市町村には地方交付税を削減する制裁措置を取るとしました。

県内では、28市町村が、最終的に削減に応じ、三川町を含む7市町が踏み堪え、削減を実施しませんでした。その結果、山形県企画振興部市町村課の資料によれば、県内35市町村におけるラスパイレース指数は大きく変わりました。2013年10月1日時点でのことですが、三川町は、その間、県内5番目となる102.6となり、庄内では最も高い数値になりました。このことは、大いに評価すべきことだと思います。

その一方で、年々地方行政の業務量が増えている中で、職員定数を減らしており、そのため職員の仕事量が増えている実態があります。平成25年度、審査意見書の中で、体制整備についての項目で、「現在、人員については定員適正化計画を下回る結果となっている。一方、時間外勤務については恒常的に行っている部署が見受けられ、事務量の顕在化が思慮される。このことから、業務量に見合った適正な人員配置がなされているか、体制整備について検討すべきものと判断された。」と所見が述べられています。

町の職員が、経験を積み重ね、熟練職員として、定年まで健康で働くことは、町の財産とも言える重要なことだと考えます。

それには、慢性的な人員不足を解消し、職員一人ひとりの心身の健康を保ち、過密な労働環境を改善すること、このことが町民のサービスの向上に繋がるのではないのでしょうか、所見を伺います。

第2番目は、町民の命を守るAEDの普及拡充についてです。

日本心臓財団によれば、心臓病を原因とする突然死によって、毎日約100の方が亡くなっていて、その多くが、心室細動など不正脈が発生し、心臓から血液が体全体に送られずに命を落としているということです。

ご承知のように、AEDは、細動化した心臓に電気ショックを与えて、正常な動作を復活させる役目を持った医療機器です。かつては、医師や救急隊員などの専門家しか使えませんでした。2004年から、必要な講習を受けることによって、一般の人でも使えるようになりました。

そのためには、できるだけ多くの町民がAEDを取り扱えるよう講習を受け、様々な場所で心肺停止になった人の命を救うことができると考えます。所見を伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

はじめに、総務行政について、正職員を増やして、町民が主人公の親切的な役所づくりを、というご質問であります。本町の行財政運営につきましては、効率的で質の高い行政サービスの提供とコンパクトな行政をめざし、さらに、町民生活の向上と協働のまちづくりを進める行財政改革推進プランを基本に運営しているところであります。また、職員数については、このプランのもとに策定された定員適正化計画により管理しているところであります。しかしながら、行政需要は年々増大していることから、本町においても組織機構や事務事業の見直し、民間委託等の推進など、様々な取り組みを進めるとともに、来庁者については、親切・丁寧な対応に心がけるよう指導しているところであります。今後とも、町民に親しまれ、信頼される行政をめざし、努力してまいりたいと考えております。

次に、町民の安全安心の確保について、AEDの普及拡充に関するご質問であります。本町においては、平成18年度からAEDを導入し、現在、役場庁舎をはじめ、三川町公民館、町民体育館、アスレなの花、保育園・幼稚園、各小中学校、いろり火の里、福祉センターといった主要な公共施設、すべてに設置しているところであります。また、救急車は勿論であります。三川分署の消防自動車にも常備され、このほか県の施設や民間の医療・介護福祉施設、事業所など、現在、把握している範囲で、その数は29カ所、32基となっており、町内における設置場所、設置数ともに増加している状況にあります。

このように、AEDは年々増加する傾向にありますが、これらが適切に利用されることが大切であり、心肺蘇生の方法など、救急救命に関する講習などの取り組みと併せ、AEDのさらなる普及を推進してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 答弁いただきました。

まずはじめに、正職員を増やして、町民が主人公の親切的な役所づくりについて、再質問をさせていただきます。

三川町職員定数条例第2条には、一般職員の定数が定められております。条例には、一般職員の定数は、兼務7人を含めて106人と規定されています。平成20年1月1日から施行と明記されていますが、現在の一般職員の状況から乖離しているのではないのでしょうか。

このことをどのように認識しておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 定数条例におきます職員数106と現在の職員数との違いについてのご質問でございますが、これにつきましては、まずは、平成17年当時に遡ってのお話をさせていただきたいと思いますが、本町におきましては、平成17年度に、自立のまちづくりを目指して、新三川町行財政改革大綱を策定したところでございます。

この中では、行政の効率化、また、コンパクトな行政を目指すということで、自立のまちづくりを宣言したところでございます。

そして、この中でも、行財政経費の削減ということで、まずは職員数の削減、これについ

ても大きな課題として掲げたところでございます。

現在、町長の答弁にもありましたとおり、行財政改革推進プランのもとで行財政を運営しておりますが、これにつきましては、平成17年度に策定しました新三川町行財政改革大綱を引き継ぐ計画として、今現在もこれによって行財政を運営しているところでございます。

また、職員数につきましては、このプランをもとに作成しました定員適正化計画により管理しておりまして、平成27年度の目標人員を91名というふうに設定いたしまして、その中で職員管理を行っているところでございます。

条例の人数は人数といたしまして、今、三川町を運営していく上で、職員数という課題は大きな課題となっているものですから、この人数をもって今後も運営していくというものでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 行財政計画の流れの中でということでありました。

それで、私のところは、2011年3月に、新たに作成された定員適正化計画では、2015年4月に、職員90名体制ということが謳ってありますが、今お話を聞いて、27年に91名という方向に変わったということですが、いずれにしても、今現在、一般職員の数が90名であります。

既に90名というのは、前倒ししてその計画が達成されているということなのですが、90名が、適正化としているわけですが、本当に、職員一人ひとりの業務からみて、適正化という根拠はどういうところにあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ご質問にありましたとおり、現在の職員は90名でございます。

ただ、これにつきましては、平成26年4月1日現在、91名にするということで職員採用を行ったところでございますが、予期せぬ退職があったことから、1名減という状況になったところでございます。また、この減になった1名分については臨時職員で対応しているところでございます。

また、ご質問の趣旨は、親切的な役所づくりを正職員を増やしてということで、目的は親切的な役所づくりというご質問かと思いますが、本町におきまして、親切的な役所づくりは非常に大切なことではあります。その手段として正職員の増という選択肢は持っていないところでございます。

これにつきましては、定員適正化計画にも載っておりますとおり、組織機構の見直し、事務事業の見直し、また、民間委託等の推進、さらには協働のまちづくりの推進、こういったいろいろな取り組みの中で、業務の効率化等を図り、91人で運営できる組織機構を目指していく、そういった考え方で、現在進めているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今、課長から、いろいろ適正計画で、正職員のことは考えていないということなのですが、でも、本当に親切的なというようなことは、職員の人たちが健康も含めて活性化される、十分な労働条件の中で、そういうことが活躍されると私は思うのです。

現場で働く職員から、実際話を聞いてみたところ、各職場では人が減って、それに準じて仕事が減らないために時間外勤務が増えている。サービス残業に繋がりがねない、そういう実態でもあるということがあります。

私はたまたま用事があつて、ある職員の自宅に電話したところ、家族の方が出られて、帰宅は每晚9時過ぎとのこと、体を壊さないか心配していると、私はまったく同感だと思います。

毎年、自治労県本部で実施している女性の働く権利確立強化月間アンケート調査では、女性職員の35%が体調不良を感じる、また、「定年まで働けますか」という問いに、43%が「いいえ」と回答しています。その理由として、41%が精神的にきつい、23%が身体的にきついを理由に掲げています。

背景にあるのは、一人ひとりの業務量が、年々、多様化、複雑化して、休暇も思うように取れないということにあると思います。各職場の職員から声を聞いて、実情に合った人数を配置すべきではないかと思いますが、定員適正化計画の見直しが必要でないかと私考えていますが、この点どうでしょうか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 職場環境の改善というようなことでの、非常に暖かいご提言なわけでございますが、先程、総務課長が、あるいは町長が答弁しておりますとおり、本町におきましては、定員適正化計画のもとに、計画的に人件費の抑制という観点から、定員を減らしてきたところでございます。

これにつきましては、類似団体、全国で同一的な人口規模、あるいは産業構造等が似ているような自治体との比較ということで、人口に見合うだけの職員数というような比較を行いながら、適正な人員管理をしてきたということでございます。

確かに、本町の場合は、消防、あるいはごみ処理、それから介護保険、上水道等、そういう部分については業務委託をしているというようなことで、単純な比較にはならないわけですが、その中でも、やはり効率的な行政、非常にコンパクトな行政を目指してきた、それが本町の面積的な部分、あるいは地理的な条件からも、非常に効率的な行政を目指しやすい行政体というふうには私は考えております。

したがいまして、そのような観点から、いろんな事務改善、それから電算機器の導入とか、いろんなことを実施しながら、あるいは民間委託等も、給食等の現場の民営化等も実施しながら、定員の適正化に努めてきたというふうなことで、先程、条例との比較もございましたが、かつての右肩上がりの、バブルのときのような、行政経費をいくらでも使ってもいいというような、そういうときの定員数でございましたので、そういうことにはならないのだろうと思います。

また、消防等からの身分移行等もございましたので、余裕を持った条例設定をしていたというようなことで、そのようなことも時代背景がございますので、その辺は是非ご理解をいただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 今、本当に、コンパクトということで、自立を歩んでから三川町は5年になりますが、私は、今後また職員の果たす役割がますます重要になってくると思うのです。

その意味で、そここのところの定数の方が難しいというようなところなのですが、それならば、本当に、職員たちの労働条件を、改善が求められないかと私は思います。具体的には、夏季休暇は現在3日であります。それを5日に拡大できないか、実際、鶴岡市は6日、酒田市・庄内町は5日実施してます。この点いかがでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 夏季休暇を、3日を増やせないかというご質問でございますが、これはご意見としてお伺いしたいと思います。

ただ、付け加えさせていただきたいと思いますが、労働条件の関係につきましては、職員、大変な中で頑張ってくれているという認識は、私どもも持っているところでございます。

そういったことから、平成26年度、今年度、職場の見直し、職場環境の見直し、事務事業の見直し、いろいろな見直しができないか、点検を今実施しているところでございます。また、時間外が多いという監査での指摘もございまして、恒常的に多いところには臨時職員を配置したりというような対応によりまして、今年度、前半、まだ半年ぐらいでございますが、昨年、一昨年よりは少なくなっているところでございます。

こういった地道な取り組みを通しまして、田中議員おっしゃいますように、職場環境の改善には引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） やはり一般職員の職員をサポートする場合は、課長言われた、今現在、嘱託・臨時職員の方が52名いられます。そういう方たちの労働条件も豊かになれば、それだけサポート力が強まると私は思います。

それで、この質問の最後になりますが、総務省が、7月に、官製ワーキングプア、働く公務員の新構想と言われる、地方自治体の非常勤職員の待遇改善などを求める通知を、全国の自治体に出しましたが、三川町では、どのような待遇改善をお考えか、さしあたって通勤手当の基準を正社員と同基準にするとか、産前産後休暇を創設する、そして通年の臨時職員においては、早急に正規へ移行を図ることと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ご質問にありますとおり、国からのいろいろな指導がございまして、本町におきましても、臨時・嘱託職員の処遇改善には務めているところでございます。

その中で、嘱託職員についてご紹介申し上げたいと思いますが、まず一つ目、忌引休暇でございます。これにつきましては、平成25年4月から嘱託職員にも適用しております。また、平成25年9月1日からは、育児時間、生理休暇、産前産後休暇が取得できるように、例規の整備を行ったところでございますし、このようなことで、少しずつではございますが、待遇改善には努めているところでございます。



○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 嘱託職員、臨時職員の忌引休暇をとすることは、私も分かっています。それで、私は、いずれにしても正職員の過密労働をなくすには、非正規職員の正規化によって解消されるのではないかと私は確信しています。そのことを強く訴えまして、2番目のAEDの再質問に移ります。

先程、AEDで、三川町には29ヵ所、32基のAEDが設置されているということが分かりました。

公共施設を含めて主だったところは13台のAEDが設置されているということで、私も調べまして分かったのですが、ご存じのとおり、数年前に小学校PTAの草刈り作業で、何か心肺停止で倒れた方がAEDを使用し一命を取りとめたという事例があったわけです。

それで、やはりAEDを箇所数を増やして、たくさんの方がそれを活用できるような、そういうことを考えられないか。消火器を扱うように、AEDを何回も講習を受けながら、そして実際に活用できるようなことということで、消防署と連携し、町内会、老人クラブなどでの講習を、心肺蘇生の訓練と併せて開く必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ご質問のとおり、そういった講習については、積極的な実施に努めてまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） もう一つ、順序が逆になってしまったのですが、箇所が多くなれば、それだけ命を救えるということで、前にも同僚議員が質問をされたのですが、各集落の公民館、防災無線のマイクを取り出すようにAEDが設置できないかということなのですが、課長、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 町内会公民館へのAEDの設置につきましては、何年か前も同様の質問を受けたところでございますが、結論としては、困難ではないかなと思っております。

その理由といたしましては、やはり町といたしまして、設置したからには、きちんと操作できる人を配置しなければならない、行政効果を考えた中では、そういった方を配置しなければならない。

逆に、そういった配置された方にとっては、かなりのストレスといいますか、責任感を感じる、そういう一面もあって、果たして町内会に設置することが妥当なことなのかどうかという心配がございます。

また、公民館の中での活動の場合は、すぐ利用できるわけでございますが、日常は公民館に施錠されているということもあり、いろいろなことを考えた場合、さらに経費もかなりの額になるものですから、そういった総合的に考えた場合、町内会公民館への設置は、現段階では考えていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。マイクを近づけてください。

- 5 番（田中 晃議員） 予算的に難しい側面というのはあると思うのです。分かりました。それならば、AEDをいろんな行事や催し物の会場に貸し出しをする、町の方で何台か用意して、それを貸し出しするような仕組みということでは考えられないのでしょうか。
- 議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。
- 説明員（石川 稔総務課長） 貸出用のAEDを町で持つというご提案でございますが、この点につきましては、要望としては初めてお聞きした内容でございます。そういった要望が数多くあるのか、少し時間をかけて検討してまいりたいと思います。
- 議 長（成田光雄議員） 5 番 田中 晃議員。
- 5 番（田中 晃議員） 最後の質問になるのですが、私も、周辺の市町のAED設置状況を調べてみました。その中で、庄内町なのですが、公共施設以外で3カ所、学童保育所に大人用と子供用を、各2台が設置されていました。
- 学童期の活発な子どもたちが集団で過ごすために、遊びの中で胸にボールが強く当たって心肺停止も考えられることもあります。早急に設置の必要性があると思いますが、三川の学童保育所にも、AEDの設置は考えられないのでしょうか。
- 議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。
- 説明員（石川 稔総務課長） 本町における学童の活動場所につきましては児童交流センターになっております。その所管については教育委員会になっておりますので、教育委員会と相談してみたいと思います。
- 議 長（成田光雄議員） 5 番 田中 晃議員。
- 5 番（田中 晃議員） 教育委員会と協議して、前向きな返答をいただきたいと思います。それを求めまして、私の質問を終わります。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で、5 番 田中 晃議員の質問を終わります。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会いたします。

(午後 8時45分)

平成26年第4回三川町議会定例会会議録

1. 平成26年9月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 成 田 元 一 議 員	2 番 志 田 徳 久 議 員	3 番 佐 藤 正 治 議 員
4 番 阿 部 善 矢 議 員	5 番 田 中 晃 議 員	6 番 町 野 昌 弘 議 員
7 番 小 林 茂 吉 議 員	8 番 梅 津 博 議 員	9 番 佐 藤 栄 市 議 員
10 番 成 田 光 雄 議 員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	工 藤 秀 敏 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	山 科 亮 哉 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
石 川 稔 総 務 課 長	梅 津 直 人 企 画 調 整 課 長
遠 藤 淳 士 町 民 課 長	五 十 嵐 泉 健 康 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長
大 川 栄 一 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 野 淳 一 建 設 環 境 課 長
本 間 明 教 育 次 長 兼 公 民 館 長 併 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 所 長 併 健 康 福 祉 課 保 育 園 主 幹	
和 田 勉 監 査 委 員	青 木 桂 教 育 委 員 会 委 員 長
庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成 田 弘 議 会 事 務 局 長	高 橋 朋 子 書 記	五 十 嵐 章 浩 書 記
-------------------	-------------	---------------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 5 日            9月8日(月)            午前9時30分開議

- |       |                                 |                                    |
|-------|---------------------------------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議第36号                           | 平成25年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 2 | 議第37号                           | 平成25年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 3 | 議第38号                           | 平成25年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 4 | 議第39号                           | 平成25年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 5 | 議第40号                           | 平成25年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議第41号                           | 平成25年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 7 | 請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)<br>請願第4号 | 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願書           |

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、議第36号「平成25年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第2、議第37号「平成25年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第3、議第38号「平成25年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第4、議第39号「平成25年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第5、議第40号「平成25年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第6、議第41号「平成25年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま、一括上程されました議第36号「平成25年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、議第37号「平成25年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第38号「平成25年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第39号「平成25年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第40号「平成25年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第41号「平成25年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成25年度の三川町一般会計並びに各特別会計の決算につきましては、会計管理者より去る6月30日付けで地方自治法第233条第1項の規定により決算の提出がありましたので、7月8日に同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、併せて、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、該当の基金運用調書について、さらに、地方公共団体の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、財政健全化判断比率について、付託をいたしたところであります。

審査の結果につきましては、8月20日付けをもちまして、監査委員から意見を付して報告がございましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を賜りたく提案するものであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます、財政健全化判断比率につ

いては、4指標のうち実質公債費比率は13.3、将来負担比率は131.6で、いずれも早期健全化基準を下回っており、また、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字額がないことをご報告申し上げます。

各会計決算の概要につきまして、会計管理者よりご説明申し上げますが、細部につきましては、審議の過程におきまして、それぞれ所管課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議下さいまして認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 会計管理者より概要説明を求めます。山科会計管理者。

○説明員（山科亮哉会計管理者） 私から、平成25年度一般会計ほか各特別会計の決算概要をご説明申し上げます。

説明資料といたしまして、各会計の決算状況を1枚にまとめました「平成25年度三川町各会計決算状況調」と7ページに編綴しました「平成25年度三川町各会計決算の概要」の二つの決算関係資料を配付いたしておりますが、主に「決算の概要」の資料に基づきましてご説明申し上げますので、そちらをご覧ください。

まずはじめに、『一般会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額38億9,059万745円、歳出総額37億5,237万1,037円で、歳入歳出差引額1億3,821万9,708円であります。

翌年度に繰越すべき財源は繰越明許費分として44万円であります。この繰越明許費繰越額を差し引きました実質収支額は1億3,777万9,708円で平成26年度への繰越額となります。

また、前年度実質収支額が1億6,736万4,526円でありましたので、平成25年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額はマイナス2,958万4,818円であります。この単年度収支額に、財政調整基金積立金2,330万円と繰上償還額1億4,908万3,492円を加えました実質単年度収支額は、財政調整基金の取崩し額はありませので1億4,279万8,674円の黒字となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額が39億1,641万3,000円で、これは当初予算33億8,600万円に年度中における追加補正予算総額4億6,450万円と前年度からの繰越明許費6,591万3,000円の合計額であります。

収入済額は38億9,059万745円であり、執行率は、予算現額に対する収入歩合で99.3%、なお、前年度決算では100.3%でありました。

収入率は、調定額に対する収入歩合で99.2%、なお、前年度決算では99.1%でありました。不納欠損額は137万3,642円、収入未済額は3,169万7,082円で、前年度と比較し129万6,632円減少いたしましたところであります。収入未済額の内訳といたしましては、町民税970万8,100円、固定資産税2,121万7,212円、軽自動車税68万1,100円、負担金9万670円であります。

次に、予算現額より100万円以上収入増となった款と金額を申し上げます。1款町税3,305万6,066円、5款株式等譲渡所得割交付金211万8,000円、11款分担金及び負担金387万5,813円、12款使用料及び手数料218万3,200円、15款財産収入125万9,262円、19

款諸収入 598 万 9,073 円であります。

次に、予算現額より 100 万円以上収入減となった款については、1 3 款国庫支出金 3,164 万 5,983 円、1 4 款県支出金 1,045 万 6,594 円、2 0 款町債 3,480 万円となっております。なお、これらの収入減の主な要因につきましては、平成 2 6 年度への繰越明許費に係る未収入特定財源などであります。

続きまして、決算概要の 2 ページをご覧ください。

3. 歳出の概要について申し上げます。

予算現額 39 億 1,641 万 3,000 円、支出済額 37 億 5,237 万 1,037 円、翌年度への繰越明許費繰越額が 6,368 万円で、これを差し引きました不用額は 1 億 36 万 1,963 円であります。

予算現額と支出済額との比較は 1 億 6,404 万 1,963 円で執行率は 95.8%であります。なお、前年度の決算では 95.3%でありました。

次に、不用額が 100 万円以上となった款と金額を申し上げます。

2 款総務費 1,692 万 4,627 円、3 款民生費 2,370 万 9,787 円、4 款衛生費 435 万 9,399 円、6 款農林水産業費 795 万 3,845 円、7 款商工費 253 万 7,999 円、8 款土木費 1,830 万 9,717 円、9 款消防費 480 万 2,783 円、1 0 款教育費 1,248 万 5,904 円、1 3 款予備費 746 万 9,661 円であります。費目の流用は 128 件合わせまして 1,177 万 5,261 円、予備費の充用は 3 5 件の 253 万 339 円であります。まったく支出のなかった節は 5 0 件の 113 万 9,021 円となっております。

以上が一般会計の決算概要であります。

3 ページをご参照願います。

次に、『国民健康保険特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額 7 億 8,891 万 9,178 円、歳出総額 7 億 2,485 万 2,336 円、歳入歳出差引額 6,406 万 6,842 円、翌年度に繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となり平成 2 6 年度への繰越額となります。また、前年度実質収支額が 8,060 万 8,428 円でありましたので、単年度収支額はマイナス 1,654 万 1,586 円となりました。また、この額に国保給付基金への積立金 6 0 万円を加え、基金の取崩額はなかったことから、実質単年度収支額はマイナス 1,594 万 1,586 円となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額 7 億 4,504 万 7,000 円に対しまして、収入済額が 7 億 8,891 万 9,178 円、執行率は、予算現額に対する収入歩合で 105.9%であります。なお、前年度決算では 105.4%でありました。収入率は、調定額に対する収入歩合で 96.2%、前年度決算と同率でありました。国民健康保険税の不納欠損額は 66 万 1,700 円、収入未済額は 3,066 万 8,688 円ありますが、これは前年度と比較し 220 万 8,919 円減少いたしましたところであります。

予算現額より 100 万円以上収入増となった款と金額につきましては、1 款国民健康保険税 1,032 万 7,919 円、3 款国庫支出金 2,219 万 9,373 円、6 款県支出金 1,121 万 3,822 円であります。なお、予算現額より 100 万円以上収入減となった款はございません。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額 7 億 4,504 万 7,000 円に対しまして、支出

済額7億2,485万2,336円で、翌年度繰越額はなく、不用額は2,019万4,664円、執行率は97.3%、なお、前年度決算では95.3%でありました。

不用額が100万円以上となった款と金額につきましては、2款保険給付費338万7,691円、8款保健事業費213万3,914円、12款予備費1,223万9,881円となっております。費目の流用は、20件の375万9,331円、予備費の充用は11件の76万119円、まったく支出のなかった節は15件の42万9,000円であります。

以上が国民健康保険特別会計の決算概要であります。

次に、4ページの『後期高齢者医療特別会計』について申し上げます。

なお、本会計以降、款別に表記しております予算現額に対する100万円以上の収入の増減、及び支出の不用額につきましてはの説明は省略させていただきます。

1. 決算の総括であります。歳入総額7,818万3,961円、歳出総額7,666万7,961円、歳入歳出差引額及び実質収支額は151万6,000円で、平成26年度への繰越額となります。また、前年度実質収支額が134万8,000円でありましたので、単年度収支額は16万8,000円となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額7,806万3,000円に対しまして収入済額は7,818万3,961円、執行率は100.2%、なお、前年度決算では101.1%でありました。収入率は99.9%、前年度と同率でありました。

不納欠損額はなく、収入未済額は保険料で4万6,200円であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額7,806万3,000円に対しまして支出済額7,666万7,961円で、不用額は139万5,039円、執行率は98.2%、なお、前年度決算では99.4%でありました。費目の流用と予備費の充用はなく、まったく支出のなかった節は3件の6万1,000円であります。

次に、5ページの『介護保険特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額7億5,289万9,440円、歳出総額7億4,686万1,707円、歳入歳出差引額及び実質収支額は603万7,733円で、平成26年度への繰越額となります。また、前年度の実質収支額が1,009万4,724円でありましたので、単年度収支額はマイナス405万6,991円となりましたが、介護給付費準備基金の積立金594万6,000円を加えた実質単年度収支額は188万9,009円の黒字となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額7億7,631万6,000円に対しまして、収入済額7億5,289万9,440円、執行率は97.0%、なお、前年度決算では98.3%でありました。収入率は99.8%で前年度と同率でありました。不納欠損額はなく、収入未済額は介護保険料で167万5,005円であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額7億7,631万6,000円に対しまして、支出済額7億4,686万1,707円で、不用額は2,945万4,293円、執行率は96.2%であります。なお、前年度決算では96.9%でありました。

費目の流用は、13件の70万1,624円、予備費の充用はなく、まったく支出のなかった節は、7件の15万4,664円であります。



次に、6ページの『農業集落排水事業特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額1億4,348万1,133円、歳出総額1億4,342万537円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は6万596円となり、平成26年度への繰越額となります。また、前年度実質収支額が4万4,511円でありましたので、単年度収支額は1万6,085円となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額1億4,390万1,000円に対しまして、収入済額1億4,348万1,133円で、執行率は99.7%、なお、前年度決算では99.0%でありました。収入率は99.3%、前年度決算では99.1%でありました。不納欠損額はなく、収入未済額は使用料で95万4,107円であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額1億4,390万1,000円に対しまして支出済額が1億4,342万537円で、不用額は48万463円、執行率は99.7%であります。なお、前年度は99.0%でありました。費目の流用は1件の21万4,638円、予備費の充用、及びまったく支出のなかった節はございません。

最後に、7ページの『下水道事業特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額が4億4,958万5,720円、歳出総額は4億4,942万5,038円、歳入歳出差引額は16万682円、翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費分10万円であり、これを差し引きました実質収支額は、6万682円となり、平成26年度への繰越額となります。また、前年度実質収支額が5万4,552円でありましたので、単年度収支額は6,130円となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額4億9,114万2,000円に対しまして収入済額は4億4,958万5,720円で、執行率は91.5%であります。前年度決算では78.9%でありました。収入率は99.9%、前年度は99.8%でありました。

不納欠損額はなく、収入未済額は受益者負担金と使用料を合わせて60万2,178円であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額4億9,114万2,000円に対しまして支出済額4億4,942万5,038円、翌年度繰越額は繰越明許費繰越額3,910万円で、不用額は261万6,962円となり、執行率は91.5%であります。なお、前年度決算では78.9%でありました。

費目の流用は4件の20万8,237円、予備費の充用はなく、まったく支出のない節は1件の50万円であります。以上で、平成25年度決算の概要説明を終わらせていただきます。

○議長（成田光雄議員） 次に、監査委員より各会計決算について、審査結果の報告を求めます。和田監査委員。

○説明員（和田 勉監査委員） 平成25年度各会計決算と審査結果の報告を申し上げます。

地方自治法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成26年7月8日に付託されました「平成25年度三川町各会計歳入・歳出決算」並びに「定額資金運用基金」及び「財政健全化判断比率」を、三川町監査委員条例並びに監査基準をもとに審査いたしましたので、その審査結果について「審査意見書」よりご報告を申し上げます。

はじめに、各会計の決算に係る審査意見を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

1 に掲げております審査対象の決算について、2 の日程により審査をいたしました。

次に、2 ページをご覧ください。

審査の手続については、町長から提出された各決算書類を関係諸帳簿及び諸書類と照合し、収支命令に符合しているか、計数及び収支が正確かつ適法であるか、予算の目的に沿って事務事業が効果的・経済的に執行されているか等に主眼を置き、試査の方法により審査をいたしました。

その結果、各会計の歳入歳出決算は計数に誤りがなく、内容についても不正・不当なものなかったため、適正であると認められるものであります。

次に、審査所見を申し上げます。

27 ページをご覧ください。

なお、本来であれば定期監査において取り扱いする内容であります。決算書を形成するための背景となっている事務事業の執行状況について、検討いただく見地から、決算審査において申し述べております。

我々監査委員は、各会計の決算審査の内容に加え、例月現金出納検査や定例監査における指摘事項の改善に向けた取り組み内容を確認するとともに、事業運営が適正かつ効果的に執行されているか等について審査いたしました。その結果、今後の事務事業執行に向けて検討を要すると思われる事項について、3点申し述べます。

1点目は「体制整備について」であります。

現在の人員は、定員適正化計画を下回る結果となっておりますが、一方で、恒常的に時間外勤務を行っている部署が見受けられ、部署間で事務量の偏在化が思慮されるところであります。

このことから、業務量に見合った適正な人員配置や業務体制となっているか検証し、体制整備について検討をお願いするものであります。

2点目は「産業連携推進室について」であります。

産業連携を強化・推進する部署として「産業連携推進室」を設置してから2年余り経過しましたが、多様な産業の連携や高い付加価値を生み出すことなど、本来の趣旨が事業に反映されていない状況が推察されました。

今後は、農業の成長産業化を促すため関係者の知恵を結集し、相互に連携する場の役割を着実に果たしていただくことをお願いするものであります。

3点目は「団体等資金会計について」であります。

各種団体等の資金会計事務については、事務取扱規程に基づき執行され、通帳等の管理は適正であると認められました。

今後は、内部牽制を一層強化するため、日常の受払事務についても、団体等資金管理者が確認を行うとともに、確認行為が第三者からも見えるような事務処理について検討をお願いするものであります。

次に、定額資金運用基金に係る審査意見を申し上げます。

28ページの審査結果に述べたとおり、「三川町育英奨学基金」については、経理に誤りなく計数は正確で設置目的に従い運用されていると認められたところであります。

最後に29ページの財政健全化に係る審査意見を申し上げます。

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎資料は、いずれも適正に作成されており、財政が法律で定められた基準の範囲内で健全に運営されているものと認められるものであります。

以上、決算審査の結果並びに所見を申し上げましたが、今後も引き続き財政の健全化と町民の福祉増進に向けて一層の努力を期待し、決算審査報告といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本案の提案に対する説明及び報告を終了します。

お諮りします。本案については、議長を除く9人で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定いたしました。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいま設置されました「決算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く9人の議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員を「決算審査特別委員会」の委員に選任することに決定いたしました。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいま「決算審査特別委員会」に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月9日まで審査を終えるよう、期限を付けることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は9月9日まで審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第7、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第4号について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。8番 梅津博議員。

○8番（梅津博議員）

平成26年9月8日

三川町議会議長 成田 光雄 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会  
委員長 梅津 博 ㊟

## 請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
4	平成26年 9月4日	手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願書	採択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

以上、決定いたしました。

なお、審査の結果について若干申し上げます。

最初に、請願者であります一般社団法人山形県聴覚障害者協会の小野善邦会長と同協会職員吉田美代子氏から請願趣旨を説明していただきました。

審査の中では 2011 年に成立した改正障害者基本法で、手話は言語であることが明記されたが、未だに聾学校での手話教育がなされていないことや、手話の普及に関してまだ十分でない現状から、これらを打開するための「手話言語法（仮称）」の整備を目指すべきとの意見が多くあり、採決の結果、全会一致で願意妥当とし、採択の結論にいたしました。

議員諸兄のご理解をよろしくお願いいたします。

○議 長（成田光雄議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を許します。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから請願第4号「手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願書」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は採択であります。

○議 長（成田光雄議員） お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、本件は委員長報告のとおり可決

されました。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
これをもって散会といたします。

（午前10時04分）

平成26年第4回三川町議会定例会会議録

1. 平成26年9月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤正治議員
4番 阿部善矢議員	5番 田中晃議員	6番 町野昌弘議員
7番 小林茂吉議員	8番 梅津博議員	9番 佐藤栄市議員
10番 成田光雄議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	山科亮哉会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	梅津直人企画調整課長
遠藤淳士町民課長	五十嵐泉健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
大川栄一産業振興課長併 農業委員会事務局長	宮野淳一建設環境課長
本間明農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	五十嵐章浩 書記	齋藤 哲 書記
------------	----------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 7 日            9月10日(水)            午前9時30分開議

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告<br>(決算審査特別委員会委員長報告)                |
| 日程第 2 | 議第 42号    三川町税条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第 3 | 議第 43号    三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第 4 | 議第 44号    三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第 5 | 議第 45号    三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について |
| 日程第 6 | 議第 46号    三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について         |
| 日程第 7 | 議第 47号    三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について      |
| 日程第 8 | 議第 48号    三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定について                    |
| 日程第 9 | 議第 49号    土地の譲与契約の締結について                                |
| 日程第10 | 議第 50号    酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の締結について                     |
| 日程第11 | 議第 51号    三川町教育委員会委員の任命について                             |
| 日程第12 | 三川町議会議員の派遣について  |
| 日程第13 | 意見書第1号    「手話言語法」制定を求める意見書の提出について                       |

○ 閉 会

○議 長（成田光雄議員） これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第1、「決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

### 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告書

#### 1. 開会の日時及び場所

平成26年9月8日午前10時04分から午後2時36分まで、9月9日午前9時30分から午後3時20分まで三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 9月8日 9名、 9月9日 9名

3. 欠席委員 9月8日 なし、 9月9日 なし

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会委員長、農業委員会会長

#### 5. 審査事項

議第36号 平成25年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定の件

議第37号 平成25年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第38号 平成25年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第39号 平成25年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第40号 平成25年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第41号 平成25年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

#### 6. 審査の経過

◎ 年長委員 成田元一委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に志田徳久委員が当選した。

つづいて、委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に佐藤栄市委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員による全体会議により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。



## 7. 審査の結果

付託された各会計決算は、認定を与えることが妥当であると決定した。

以上、特別委員会における審査の状況について報告いたします。

平成26年9月10日

三川町議会決算審査特別委員会  
委員長 志田 徳久 ㊟

三川町議会議長 成田 光雄 殿

○議長（成田光雄議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は、議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は、十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

○議長（成田光雄議員） 最初に、委員長報告に反対者の討論を許します。

○議長（成田光雄議員） 次に、委員長報告に賛成者の討論を許します。

9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） ただいま上程されております決算審査特別委員会委員長の報告に、副委員長として賛成の立場で簡単に討論いたします。

平成25年度一般会計並びに五つの特別会計の歳入歳出の決算につきまして、各議員がいろいろな視点から審査したものであります。

歳入もほぼ予算どおりに確保され、歳出では耐震・長寿命化も計画的に進められています。空き家条例の制定、子育て支援の充実、住宅用太陽光発電への支援、学力向上対策、人・農地プランの全集落の作成等々、継続的に進められている施策も含め、住民福祉のための施策が幅広く図られたと思います。

一方、財政調整基金への積み増しや繰上償還を行い、町債残高が50億円を切るなど、財政の健全化も確実に推し進められています。

これからも町政の基本である財政の健全化を図りながら、主要な施策を着実に進めることを願い、賛成討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決を行います。

各会計決算の認定の件は、6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として

決定されております。

○議長（成田光雄議員） はじめに、議第36号「平成25年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第36号「平成25年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第37号「平成25年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第38号「平成25年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第39号「平成25年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第40号「平成25年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第41号「平成25年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上5件を一括して採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員長報告のとおり決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、議第42号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第42号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法及び同法施行令、並びに施行規則の一部を改正する法令等が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであり、その主な改正内容は、株式制度の改正に伴う課税方法の見直し、及び法人税割率、軽自動車税率の改正等であります。

なお、細部につきましては、所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） それでは私から、事前にお配りしております改正条例の新旧対照表と、本日配付させていただきました「税条例の改正概要」という資料を基にいたしまして補足説明させていただきます。

なお、「改正概要」につきましては、個人町民税、法人町民税といった項目ごとに整理させていただきましたので、新旧対照表のように条番号順になっておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

また、このたびの改正につきましては多岐にわたる改正内容になっておりますので、今回、特に説明を要すると思われまます項目を抜粋して、ご説明させていただきますことをご

了承賜りたいと存じます。

それでは、税条例の「改正概要」の項目順にしたがいましてご説明いたします。

まず、「個人町民税」についてであります。⑥・⑧、それから⑨・⑩といった内容につきましては、経済政策に関連に伴います株式制度の改正による税条例の改正という内容になっております。また、②と③に記載されております内容は、公的年金所得者に係ります特別徴収制度について、住所を変更後も当該特別徴収を継続できる旨の改正並びに仮徴収額と本徴収額の計算方法を改善いたしまして、納税義務者各位の一時的負担増の軽減を図る改正がその主な内容となっております。

続きまして、「法人町民税」につきましては、これも経済政策に基づく改正内容となっておりますが、特に本町にとりましては、「法人税割」の引き下げが大きな改正内容となっております。詳細につきましては、「改正概要」をお開きいただき、中をご覧いただきたいと思いますが、開いていただきまして右ページの上段にその内容が記載されております。掻い摘んでご説明いたしますと、「法人税割」都道府県分・市町村分がそれぞれ引き下げられるというものでございますが、それに代わりまして、新たに「地方法人税」という税制度が創設されるというものでございます。都道府県分・市町村分を引き下げた分が国の課税対象となります。地方法人税という新たな税制度に基づきまして、国で4.4%を課税することになります。これを下段の左側半分の図解されている内容になりますが、一旦、国で国税として納税いただきました地方法人税をそれぞれ地方交付税に変えて各市町村に配分するというものでございまして、一番下段のところに記載されておりますが、東京都等、特に本社機能が存在しております都道府県においては、この影響額が大きく出るという改正内容でございます。

次に、「固定資産税」についてであります。今開いていただいております左ページになりますが、その主な内容につきましては、特に耐震改修を行いました家屋について、減額規定が創設されたというものでございます。

最後に、「軽自動車税」につきましては、新旧対象表の5ページに記載されております第72条の改正内容のとおり、それぞれ1.5倍から2倍に税率を改正するというものでございますが、これと併せまして普通自動車同様、一定の年数を経過した軽自動車については、約2割増しで重課するという改正内容となっております。

この新税率の適用方法につきましては、原動機付自転車並びに農耕用車両につきましては来年度、平成27年度から適用されるものの、軽自動車等に関しましては、実質、平成28年度からの適用になりますので、本日お配りしました「改正概要」の最終ページをご覧いただきたいと存じます。ここに図解されておりますとおり、軽自動車等に関しましての課税につきましては平成27年4月1日現在で新規登録いたしました軽自動車については新たな税率が適用なるものの、平成27年4月2日以降新車を登録したというものにつきましては、実質、引き上げ税率は翌年度の平成28年度からの適用になるというものでございます。

また、先程説明いたしました13年を経過した軽自動車につきましての重課につきましては、平成28年4月1日から適用になるという改正内容となっておりますので、よろしくお願いたします。以上であります。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 今、税の方のお話を聞いたのですが、最後の軽自動車税についてですが、これは町民利用者にとって得するのか、増税になるのか、お聞きしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 軽自動車税そのものにつきましては、今ご説明いたしましたように1.5倍から2倍に引き上げさせていただくというものでございますので、町民各位からの負担につきましては増になるというものでございます。

その改正については国の政策等が絡んでの地方税法本体の改正ということで、ご理解いただければと思います。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 国は増税になるということなのですが、町はそのまま賛成するのでしょうか。そして、町の収入源を国に求めて増税負担を中止すべきではないかと思うのですが、その点、どうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 軽自動車税の税率のあり方につきましては、長年にわたって普通自動車との乖離の大きさにつきまして問題とされてきたというふうに仄聞しているところでございます。

今回の経済政策に伴いましての税体系を含めた形での全体的な見直しの中で、軽自動車税について、これまで軽自動車の車体本体の規格改正制度は数次にわたって行われてきたものの、税率については当初の設定以降、引き上げといった改正がなされていなかったというようなことから、今般、国の審議の経過の中で、改正をやむなしというふうに判断したと聞いておるところでございます。

この方針を受けまして、全国各市町村、基本的には地方税法に定められております税率をもとにして、各条例で制定するという原則に変わりはないものの、同じ原動付バイク、もしくは軽自動車等に活用している方々に対しましての税率がそれぞれの市町村で異なるということについては、いささか支障を来たすというような考え方もございまして、まずは山形県市長会の税務部会の方で、先般、この軽自動車の税率のあり方について協議がなされたということで、鶴岡市の関係課からその資料を参考資料ということで取り寄せさせていただいたところであります。

県下各市とも同様の税率で改正するというので、その方針を定めたということから、三川町といたしましても、鶴岡市、酒田市等の税率改正に倣いまして、今回、税率を引き上げさせていただきたいというものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） ただいまの説明で、私も県下同一の税率というものに質問したかったのですが、答えがありましたので、それは適切な処理だったと思います。

それで、法人町民税の関係なのですが、数字的には4%引き下げ分を国の方で交付税措置

ということで、同率の 4.4%増ということで、プラマイゼロというふうに、金額的には変わらないという理解でいいのかどうか。

それから、当然、町で徴収する部分と国が交付税措置になる部分と时期的なずれが生じると思われるのですが、その辺の問題はないのか、今の時点で分かる範囲内で説明をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 基本的には、今質問の中にありましたように、それぞれ都道府県分、それから市町村分については、それぞれが徴収するということになりますし、国税分については、国の税務署サイドで徴収するということになります。

国で徴収いたしました新しい地方法人税につきましては、説明させていただきましたとおり、地方交付税という形に変えて、各市町村に配分になるということになりますので、実質的な町に対しての歳入の時期という部分につきましては、当然ずれが生じるというふうに認識しております。

つまりは市町村分につきましては、事業会計年度終了後 2 ヶ月以内に納付ということになりますので、一旦、国の方でも同じ時期に徴収されるものの、おそらくは地方交付税という形で各市町村に配分なりますのは、翌年度という時期にずれ込むというふうに判断しております。

なお、地方交付税に配分するという場合につきましては、今現在の考え方としては、それぞれ各市町村の人口割、また、その法人の従業員数割というようなものをベースにいたしまして、地方交付税として配分すると聞いておるところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8 番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 交付税措置になった部分が翌年度にずれるということですので、1 年間に限っては、その分が町として今までよりも減収になるということなわけですが、その部分の措置をどうするのかという対策は考えていらっしゃいますか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 時期のずれに伴います町の財源の減収部分についての対策という部分については、国の方から何ら示されておらないところでございますので、まずは通年どおりの予算計上額、一旦、法人税につきましてはの減収ということをさせていただいた後、地方交付税について翌年度以降増額という予算編成になるものと推測しているところがございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（成田光雄議員） まずはじめに、原案に反対者の発言を許します。

5 番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） ただいま上程されています議第 4 2 号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」について、反対の立場から討論申し上げます。

今回の国の税率引き上げはTPPにも絡み、アメリカの日本への自動車輸出をやりやすくするためのものであることも国会審議で明らかになっています。ガソリンをはじめ、食料品など、諸物価値上げの直撃を町民利用者にさらなる負担を及ぼすものであり、賛成できません。

議員諸兄のご理解をお願いし、条例制定に対しての反対討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） ただいま上程されております議第42号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」について、賛成の立場で討論いたします。

今回の税条例の一部を改正する条例の制定について、まずは上位法である地方税法の一部を改正する法律、政令、省令が施行されたことに伴うものであるということです。

個人町民税については株式に係るものであり、課税町民税自体にはほとんど影響しないものと考えられます。

法人町民税の税率は引き下げられ、一極集中の一部を地方へという仕組みに変わります。

固定資産税では、自治体の判断で特例措置や減額措置がとれるとされております。

軽自動車税の引き上げは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律、いわゆる税制抜本改革法の関連税制の見直しから、代替財源、税収の確保という考え方で出てきたもので、町の自主財源になるものであります。

一つの家庭をみても、収入が減ってしまったときに同じ生活水準を維持するためには、頑張っって新しい収入を確保しなければなりません。近隣の自治体と同じ税率を考えているようですし、県下同率になりそうだとの見通しも聞いております。やむを得ない改正だと考えます。

議員諸兄の賛同をお願いしまして、討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第42号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第42号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第3、議第43号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第43号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、税条例の改正理由と同様、地方税法及び同施行令等の改正に伴い、

本条例の一部を改正するものであります。

その主な改正内容は、株式制度の改正に伴う課税方法の見直し、及び株式等決済に係る繰越控除の特例の整備等であります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第43号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第43号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第44号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第44号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年10月1日に施行されることに伴い、「母子及び寡婦福祉法」の名称が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められるとともに、「父子家庭」に関する規定が明確化されることから、本条例について所要の改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第44号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第44号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました

○議長（成田光雄議員） 日程第5、議第45号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第45号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年4月施行の「子ども・子育て支援法」の規定に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始されることに伴い、本町内に所在する保育所等の利用定員に関する基準や、施設の運営に関する基準等を新たに定めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 議第45号の三川町特定教育・保育施設の条例なのですが、今まで子ども・子育て会議において練られてきたと思うのですが、今ここに出されてる条例は、国の基準に比べてどうなのか。その辺のことについてお伺いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 基準に関して、国の基準につきましては、従うべき基準と参酌すべき基準がございますが、基本的にはこの基準について、町の今回条例を設定するにあたり、その基準をそのまま用いております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 国の基準ということで、そのままということで、三川町にはこれに該当するような施設がないと思うのです。

それで、この中で一番問題となるのは、6条の定員以上の申し込みがあった場合の選考について、幼稚園と保育所を区別していますかと。その場合は保育所についても選考するものとしているという、ここが問題であると思うのです。

保育所は、児童福祉法第24条1項で、町が申し込みを受けて選考し、保育所に委託するものというところは、役割があると思うのですが、この点についてどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 児童福祉法の改正に伴いまして、これまで子どもが保育所に預ける場合については町に申し込みをしまして、町が調整をして保育所を決定し、入所をしていたわけでございます。



今回の児童福祉法の改正に伴って、先程ありました法第24条では、措置が撤廃されたわけではございませんで、保護者がそれぞれ保育所に、あるいは幼稚園に申し込みをして入所するというような形になります。

その際でも、同一自治体内であれば、保育所に入所した場合は保育料も同じですし、基本的にはその自治体が保護者に対して入所を許可する形になります。

そういった意味では、今回の条例設定に伴いまして、新たに保育所、幼稚園、認定こども園が設置された場合については、その運営に関する基準の最低の基準を定めるのがこの条例でございますので、基本的には条例設定が必要だと考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今、全国的に新制度、話題になっておるわけでありますが、幼保一体ということで、保育園、幼稚園経営しているところは、幼稚園をやっているところが、この制度によると補助率が下がるということで、幼稚園が保育事業から撤退するということが問題化されておまして、その試算方法を国も慌てまして、先月の11日によく試算方法のチェックポイントを各自自治体に提供したとありますが、我が三川町にも試算方法のチェックポイント等はあって、こういう条例にも取り組まれてるのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） ただいま議員の質問につきましては、新聞等で報道されている内容のことかと思いますが、基本的には補助率が下がるという考え方は、私どもにとっておりませんで、公定単価が示されたわけでございます。その公定単価に沿って試算をした場合について、認定こども園の一部でそういった試算が、公定単価による収入が減るといったような考え方が示されたところでございます。

ただ、これに対しまして国も試算表、あるいはチェックポイントを示しまして、そうではないのだということを示しております。

たまかな内容でいきますと、例えば保育園と幼稚園含めた認定こども園をやっている場合、これまでそれぞれ園長が1人ずついた場合について、そうした公定単価が措置されていたわけでございますが、これを1本にすることによって、園長が1人になるので、その分の収入が減るといったような考え方が示されるようでございます。

ただそれは、それぞれの国が示す単価の設定の中で、園が考えることでございますので、一概に今回の制度による定価というふうには考えていないものでございます。

本町におきまして、チェックポイントというお話がございましたが、本町においては保育園と幼稚園の一体化施設を平成13年度から行っておるわけでございます。基本的には公立の保育園、公立の幼稚園ということで運営をしておりますので、今回の特に認定こども園に対する問題とは、いささか違うことと考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（成田光雄議員） まずはじめに、原案に反対者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

- 5 番（田中 晃議員） ただいま上程されています議第45号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定」について、反対の立場から討論申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業には、市町村が保育の実施に責任を負う保育所と、そのほか直接契約の施設、事業があります。ただいま上程されている条例には、明確な区別が示されず、直接契約が中心の設定になっていることは問題です。保育園の入所選考は、児童福祉法第24条1項に基づき、市町村が行うことを明記すべきです。

議員諸兄のご理解をお願いし、条例制定に対しての反対討論といたします。

- 議 長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 成田元一議員。

- 1 番（成田元一議員） ただいま上程されている議第45号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定」について、賛成の立場で討論いたします。

本条例は、国が平成24年に制定した「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、本町内において「特定教育・保育施設等」を設置しようとする保育事業者に対し、その運営に関する基準等を定めるものだという事であり、

特定教育・保育施設の運営に関する基準については、保育所、幼稚園、認定子ども園について、保育事業者の運営基準等を定めるものであり、保育を必要とする子どもたちに対し、客観的基準を満たした施設及び多様な事業主体の保育事業を確保することができるものである。

「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である地方自治体が、その地域において必要な保育を確保するため、その権限と責務を果たすための措置を講ずることが肝要であり、「子どもと子育て家庭を応援する社会」の実現に向けた必要な制度構築であると考え、本条例の設定に賛成するものであります。

議員諸兄の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

- 議 長（成田光雄議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

- 議 長（成田光雄議員） それではまた、次に原案に賛成者の発言を許します。

7番 小林茂吉議員。

- 7 番（小林茂吉議員） 議第45号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定」について、賛成の立場から意見を申し述べます。

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て支援法という法律が施行されたところであります。

この法律の規定に基づき、本町では子ども・子育て支援に関する施策を調査、審議するため、昨年12月定例議会において、三川町子ども・子育て会議の設置に関する条例を制定された経緯がございます。

併せて、すべての子どもたちが笑顔で成長していくために、すべての家庭が安心して子育て

てでき、育てる喜びを感じられるために、子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでいることも承知のところであり、着々と新しい法律に基づいて動き出しているのであります。

地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月に本格スタートするにあたり、このたびの関係条例の制定は、本町の实情に照らしても、何ら不利益を生じる条文でもなく、これまでと異なるといった不安もなく、特定教育・保育施設の運営については、重要な事項に関する規定を定めることも明記されております。

この新制度の実施のために、国は消費税増収分から毎年7,000億円程度の財源と他会計から合わせ1兆円規模の貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的な活用の検討が進められており、少子化や人口減少の課題解決に正面から取り組まれる姿勢として、大いに評価されるものであります。

待機児童の問題を抱える都市部であっても、子どもが減ってきているどの地域でも子育てしやすい、働きやすい社会の実現といった新制度に向けた条例の整備は、どの地方公共団体にあっても共有認識を持たねばなりません。

議員諸兄のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから議第45号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第45号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第6、議第46号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第46号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の制定に伴い、本町内において家庭的保育事業や小規模保育事業などを行う者に対し、保育に関し必要な施設の基準や、運営に関する基準を新たに定めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますと、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5 番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 前の条例と同じ質問になるのですが、国の基準があります。それに今回の三川町家庭的保育事業のこの条例は、それよりどうなのかということをお聞きしたい

と思います。

○議 長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 国が定める最低の基準につきましては、この本条例におきましてもそのまま用いているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） それで、家庭保育、小規模保育という多様な保育施設になるわけですが、その中でこの事業では保育の担い手が、配置基準がそれぞれの施設で違ってくる。

例えば小規模保育事業はA・B・Cの3つのタイプがあって、A型は保育士配置基準は保育士が必要となっていますが、B型は半分でいい、それからC型は資格を要しない、町で研修を受ければその方が務められるという内容になっているのです。このことについて、どう思われますか。

○議 長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 先程ご可決いただきました特定地域保育事業につきましては、20人以上の保育所を想定してのものでございます。

今回のこの家庭的保育につきましては、19人以下の保育について様々な事業形態、あるいは保育形態を想定して条例設定を行っております。

ただいま議員から質問ありました小規模保育の事業については、A型・B型・C型とそれぞれ分かれておまして、ただいま申し上げましたとおり、19人以下の保育をする際に、一番よりよい方法でどれが保育するにあたっていいのかということでの設定をしているものでございます。

B型・C型の場合については、保育者が少なく設定されておりますが、基本的には少ない子どもを保育するための類型だというふうに考えております。そうした意味では、その事業者が地域内において保育事業を行うためには最低基準を守る必要があるわけではございますが、これを上回る基準は当然事業者としてはとっていくものと考えておりますので、この条例における設定については妥当だと考えております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） この場合、保育士の数が規定されておるわけでありましたが、すべて概ねということになっております。普通、我々の感覚ですと、「概ね」というのは8割程度と捉えておりますが、この保育士の数についての「概ね」の場合、乳幼児の場合の概ね、6人の概ね、3人の概ねとなっておりますが、この「概ね」の基準はどう捉えておるのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） ただいま質問ありました「概ね」という考えでございますが、今回の法律の制定に伴って、その際に「概ね」の基準が示されてはおりません。ただ、国において他の法律において示されているのは、2割前後を概ねとする、あるいは1割前後を概ねとするというような法律もございました。

そういった意味では、私どもの方、通常、議員がおっしゃるとおり8割程度、あるいは120%

程度、その程度を「概ね」というふうに考えておりますので、その基準を用いていきたいと考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（成田光雄議員） まずはじめに、原案に反対者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されています議第46号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」について、反対の立場から討論申し上げます。

家庭的保育事業等の基準は、現行認可保育所の基準を下回るものとなっています。子どもの受ける保育において格差が生じます。認可保育所の基準を下回らないように、保育者はすべて保育士資格者であるべきです。

議員諸兄のご理解をお願いし、条例制定に対しての反対討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） ただいま上程されている議題46号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」について、賛成の立場で討論いたします。

本条例は、「児童福祉法」第34条の16第1項の規定に基づき、本町内において「家庭的保育事業等」を行う家庭的保育事業者に対し、その設備と運営に関する基準等を定めるものということでもあります。

家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準については、小規模保育事業や事業所内保育事業等を実施するにあたり、明るく、衛生的な環境の施設で、適切な訓練を受けた職員が保育を提供するための基準等を定めるものであり、保育を必要とする子どもたちに対し、客観的基準を満たした施設及び多様な事業主体の家庭的保育事業を確保することができるものであります。

「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である地方自治体が、その地域における利用者のニーズに応えた多様な施設や事業を選択できる仕組みをつくるためにも、その権限と責務を果たすことが肝要であり、「子どもと子育て家庭を応援する社会」の実現に向けての必要な制度構築であると考え、本条例の設定に賛成するものであります。

議員の皆さまの賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第46号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 1 名)

○議 長(成田光雄議員) 起立多数であります。したがって、議第46号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長(成田光雄議員) 暫時休憩します。(午前10時32分)

○議 長(成田光雄議員) 再開します。(午前10時55分)

○議 長(成田光雄議員) 日程第7、議第47号「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第47号「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の制定に伴い、本町内において放課後児童健全育成事業を行う者に対し、放課後児童健全育成事業所に必要な設備の基準や、運営に関する基準を新たに定めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5 番(田中 晃議員) 放課後児童健全育成事業、学童保育のことなのですが、

○議 長(成田光雄議員) 5番議員に申し上げますが、マイクを近づけて言葉をはっきりと申し出てください。

○5 番(田中 晃議員) 三川町放課後児童健全育成事業、学童保育のことなのですが、先程と同じ質問になりますが、今、国の基準の方で町独自として、今回、条例の内容はどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議 長(成田光雄議員) 本間保育園主幹。

○説明員(本間 明保育園主幹) 本条例につきましても、国の基準を基本的に用いております。以上です。

○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。

○5 番(田中 晃議員) 国の基準を用いているということなのですが、学童保育に関しては今までずっと最低基準がなかったということで、今回、長い間の歩みの中で、初めて最低基準が示されたということでは基本的には、私、賛成をしています。

そして、またその中で、三川町の特に指導員の方がいらっしゃいますが、そここのところの基準が保育士が一番指導員としては相応しいのではないかと、私思っているのですが、その点についてどうでしょうか。

○議 長(成田光雄議員) 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） ただいま議員が発言されましたとおり、学童の指導員につきまして、今回、最低の基準を定めたものでございます。

本条例につきましては、10条で職員に関する規定を定めておりますが、保育士が一番よいのではないかというようなご質問もございましたが、学童保育を運営するために多様な事業主体がこれに取り組めるように基準を設定しているものでございます。

本町については、これまでも基本的には学童保育運営協議会の方で保育士の方を雇用いたしまして、その事業を行っていることを認識しております。今後もそのような形で最低基準を満たす形、それを上回る形での運用をお願いしたいと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから議第47号「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第47号「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第8、議第48号「三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第48号「三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、長期的に安定した下水道経営を維持していくため、三川町下水道条例等の一部を改正いたしたく提案するものであります。

下水道は、より多くの皆さまからご利用いただくことにより整備効果が発揮されることから、本町では、これまで使用料金を低廉に抑えながら、水洗化の普及啓発に努めてまいったところであります。こうした結果、水洗化率は年々向上し、本年3月末現在で、農業集落排水区域においては99%、また、公共下水道区域では87%まで伸びてきたところであります。

しかしながら、下水道事業等の経営環境につきましては、昨年9月の電気料金の値上げに加え、節水型社会への移行などの要因により、使用水量・使用料ともに伸び悩んでいる状況下にあることから、特別会計の設置目的を踏まえながら、使用料等の収入によって運営することを基本としつつ、受益と負担の適正化を図り、下水道事業等の経営健全化のため、使用

料金につきまして所要の改定をいたしたく、本条例の一部を改正を提案するものであります。

今後とも接続率の向上に努めるとともに、施設の適正かつ効率的な維持管理に努力する所存であります。

議員各位からの特段のご理解でご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 改めて伺います。改正の理由は何か伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 改正の理由ということでございましたが、今、町長が申しましたとおり、下水道の経営につきましては、電気料金の値上げ等ございまして、大変使用料金の収入で賄うのは大変厳しい経営環境にあるところでございます。受益と負担の適正化を図るために、今回、改正をお願いしたく提案するものでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） よく分かりました。値上げするということですので、すべての町民負担であり、一般会計から繰り入れて値上げを抑える努力をすべきでないかと思いますが、この点はどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） この件については、議員全員協議会の方でもご説明したところでございますが、一般会計の方、これは決算審査特別委員会の方でもお話になりましたが、現在も一般会計の繰出、基準外の繰出の部分が多くございます。今回の改定でもすべて解消するわけではございませんが、総務省で定めてる繰出基準、それを上回るものについてはできるだけ解消したいということで、今回、改正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（成田光雄議員） まずはじめに、原案に反対者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されています議第48号「三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定」について、反対の立場から討論申し上げます。

当然ながら、諸物価値上げ、また、軽自動車税等の値上げも含め、生活者を直撃するものであり、賛成できませんので、以上の理由から、議員諸兄のご理解をお願いし、条例設定に対しての反対討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 議第48号「三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定」について、賛成の立場から意見を述べます。



生活に密着した公共料金の設定は、現在の経営状況や今後の収支見通しなど、しっかりと示し、住民の意見を聞く作業は極めて大切であります。

そうした中、本年3月に公共下水道及び農業集落排水の受益者を代表した三川町下水道料金等検討委員会において、下水道料金改定について慎重に検討を行い、意見のとりまとめがなされたことはご案内のとおりであります。

下水道事業の状況は、1世帯あたりの使用水量が年々減少し、施設の老朽化に伴う修繕費の増や電気使用料の値上げ等があり、経費は増大の一途を辿っております。公営企業の経営原則は、申すまでもなく、地方財政法及び地方公営企業法で、当該事業の収入によってコントロールする、自立性をもって事業を継続していく独立採算制が規定されています。受益イコール負担の原則をもって事業経営すべきではありますが、管理運営費の50%を超える一般会計からの繰入金の充当は、健全経営にはほど遠い状況といえます。

反対者がよく申される一般会計からの繰入は、基準外繰入をさらに増嵩させるばかりでなく、一般会計で賄うべき、町民が健康で文化的な生活を送るべき様々な公共サービスの沈滞や低下を招く事態を考えての発言でありましょくか。財源の不足分を無造作に一般会計から充当する論理は、住民に対しての説明責任を果たしたとはいえません。

下水道事業会計は、これまでも企業債の償還期間や減価償却期間との差に生ずる構造的な資金不足については、借換債や資本費平準化債の制度を適切に活用し、財源を確保する経営努力を重ねてまいりましたが、先に述べた状況からみても、経費増大分に対応するには、段階的な使用料金改定が不可欠であります。

このたびの平均改定率、消費税込みの8.04%は、今後の使用水量や管理運営費を推計し、数値化された妥当な判断と理解いたすところであります。

議員諸兄のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第48号「三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第48号「三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第9、議第49号「土地の譲与契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第49号「土地の譲与契約の締結」について、提案理由をご説明申し上げます。

提案しております土地につきましては、現在は本町名義であります。従前の名義は「大字横山持ち」であり、これまでの経過等に鑑み、実質的な所有権は地元町内会にあるものと判断されることから、無償譲与することといたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の

規定により、議会の議決をお願いいたすものであります。

当該地につきましては、所有者を「大字横山持ち」として、長年、横山三町内会連絡協議会で管理してきた経過があり、当該地に隣接し、一体的に利用されている土地が寄付されることに合わせて、法人格を有する3町内会に譲与するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第49号「土地の譲与契約の締結」の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第49号「土地の譲与契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第10、議第50号「酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第50号「酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の締結」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町と酒田市及び庄内町並びに遊佐町において、相互に役割分担し、連携協力することによって圏域に必要な生活機能を維持していくため、定住自立圏の形成に向けて進めていくものであります。本年3月14日に酒田市におきまして中心市宣言が行われ、以降、相互に連携する取り組み内容の協議がまとまったことから、今般、本町と酒田市で庄内北部定住自立圏形成協定を締結することについて、「三川町議会の議決に付すべき事件に関する条例」第2条第2号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

本協定は、本町と中心市となる酒田市との間での対等な関係をもって締結するものであります。庄内町並びに遊佐町も同様に酒田市と協定を結ぶことにより、庄内北部地域の定住自立圏が形成されるものであります。

なお、別紙協定書の内容につきましては、所管の課長より説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） それでは、別紙「庄内北部定住自立圏の形成に関する協定書」の各条文に添ってご説明申し上げたいと思います。

第1条につきましては、庄内北部圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して

暮らせる定住自立圏の形成することを目的として謳っております。

第2条は基本方針であり、本町と酒田市がそれぞれの地域資源を活かし、役割を分担して連携を図り、補完し合うこととしております。

第3条につきましては、連携する三つの政策分野で役割分担を定めたものであり、その内容は別表第1から別表第3まで示しております。別表第1から別表第3までは先の全員協議会でその概要をご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

第4条は事務執行にあたっての経費負担などの規定であります。協定締結後、具体的事業を策定していく中で定めていくものであります。

第5条及び第6条は、協定の変更並びに廃止の場合の取り扱いを規定しているものであり、予めそれぞれの議会の議決を経ることとしております。

第7条は、疑義の解決について定めた条項であります。

以上のとおりであります。協定の締結につきましては、本町と酒田市の両議会からそれぞれ議決をいただきましたのち、10月以降に協定書の締結式を予定しているところであります。以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。  
(なしの声あり)

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第50号「酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第50号「酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第11、議第51号「三川町教育委員会委員の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

(書記配付)

○議長（成田光雄議員） 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長（成田光雄議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されております、議第51号「三川町教育委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび、本町の教育委員であります菅原徳子氏が、平成26年10月4日をもって任期満了となることから、再度、菅原氏を教育委員に任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

菅原氏は、昭和20年4月のお生まれで、昭和43年3月に実践女子大学を卒業後、同年4月遊佐町立藤崎中学校に教諭として赴任され、以来、平成19年3月庄内町立余目中学校を最後に退職されるまでの39年間に亘り、教員として生徒の育成指導に尽力されました。また、平成4年から平成10年までの6年間は三川中学校においても教鞭をとられております。平成19年には、蛾眉ニュータウンに住居を構えられ、平成22年10月5日からは本町の教育委員として、小学校・中学校の学校経営に対し、豊富な教育経験に基づき的確な指導・助言を行うとともに、教育委員会の会議の場においても建設的な意見・提言を行われるなど、職務に精励されております。

このように、菅原氏は人望も厚く、人格・識見ともに優秀な方であり、本町の教育委員として最適任者であることから、何卒委員の任命についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（成田光雄議員）　これから議第51号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決いたします。

この採決は先例により無記名投票で行います。

○議長（成田光雄議員）　議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（成田光雄議員）　ただいまの出席議員数は議長を除いて9名であります。

○議長（成田光雄議員）　次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に7番　小林茂吉議員、8番　梅津博議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（成田光雄議員）　職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（成田光雄議員）　念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は否とみなします。

○議長（成田光雄議員）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員）　配付漏れなしと認めます。

○議長（成田光雄議員）　職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（成田光雄議員）　異状ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員）　異状なしと認めます。

○議長（成田光雄議員）　ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。  
職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

○議 長(成田光雄議員) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長(成田光雄議員) 投票漏れなしと認めます。

○議 長(成田光雄議員) 投票を終了します。

○議 長(成田光雄議員) 開票を行います。

7番 小林茂吉議員、8番 梅津 博議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議 長(成田光雄議員) 開票の結果を報告します。

投票総数9票、これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票、以上のとおり、全員賛成であります。

したがって、議第51号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長(成田光雄議員) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議 長(成田光雄議員) 日程第12、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議 長(成田光雄議員) 本件は、地方自治法第100条第13項及び三川町議会会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議 長(成田光雄議員) 日程第13、意見書第1号「手話言語法制定を求める意見書」提出の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議 長(成田光雄議員) 本件について、提案理由の説明を求めます。

8番 梅津 博議員。

○8番(梅津 博議員) ただいま上程されております意見書第1号につきまして、提出理由を申し上げます。

聴覚障害者にとって手話は重要なコミュニケーションの手段であります。しかし、私たちの認識とは異なり、聾学校での手話教育が十分に行われていない現実があり、まずは教育環境の抜本的な改革が必要と思われまます。

また、広く国民に対し手話を普及させることも大きな課題と認識いたします。

聴覚障害者が健常者とともに生活できる社会を目指すための環境整備を急ぐ必要があります。

以上の理由により、手話言語法の制定を強く求めるため、本意見書を提出するものであります。

議員諸兄の賛同をお願いいたします。

- 議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。  
提出者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

- 議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

- 議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

- 議 長（成田光雄議員） これから意見書第1号「手話言語法制定を求める意見書」提出の件  
を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、意見書第1号「手話言語法制定  
を求める意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成26年第4回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午前11時38分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

平成26年9月10日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番